

第六十三回国会 文教委員会 議 録 第十一号

昭和四十五年四月八日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 八木 徹雄君

理事 久野 忠治君

理事 河野 洋平君

理事 谷川 和穂君

理事 正木 良明君

有田 喜一君

塩崎 潤君

床次 徳二君

堀田 政孝君

吉田 実君

川村 継義君

山中 吾郎君

有島 重武君

山原健二郎君

出席國務大臣

文部 大臣 坂田 道太君

出席政府委員

文部 政務次官 西岡 武夫君

文部 大臣官房長 安嶋 彌君

文化庁 長官 今 日出海君

文化庁 次長 安達 健二君

委員外の出席者

文教委員会調査 田中 彰君

室長

四月三日

女子教育職員の育児休暇制度法制化に関する請願(河野洋平君紹介)(第三三二二号)

人口急増地域の義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願(始関伊平君紹介)(第三三九〇号)

同月六日

人口急増地域の義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願(始関伊平君紹介)(第三三九〇号)

同月六日

人口急増地域の義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願(始関伊平君紹介)(第三三九〇号)

人口急増地域の義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願(始関伊平君紹介)(第三三九〇号)

人口急増地域の義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願(始関伊平君紹介)(第三三九〇号)

人口急増地域の義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願(始関伊平君紹介)(第三三九〇号)

人口急増地域の義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願(始関伊平君紹介)(第三三九〇号)

人口急増地域の義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願(始関伊平君紹介)(第三三九〇号)

措置に関する請願(青木正久君外二名紹介)(第二四五六号)
山村僻地の医療保健対策として医科大学等新設に関する請願(小島徹三君紹介)(第二二二九号)は本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件
著作権法案(内閣提出第三九号)
小委員長からの報告聴取
○八木委員長 これより会議を開きます。
著作権法案を議題とし、審査を進めます。
この際、著作権法案審査小委員長より小委員会の経過について報告を求めるといいます。
著作権法案審査小委員長高見三郎君。
○高見委員 著作権法案審査小委員会を代表して、私から本小委員会における審査の経過について御報告申し上げます。
著作権法案を審査するため、小委員十三名よりなる著作権法案審査小委員会が去る三月二十日、本委員会に設置され、自來今日まで小委員会を開会すること七回に及んだのであります。
この間、三月二十六日から四月二日まで四回にわたり、日本放送協会法規定室長青木幸治君外十七名の参考人を招致し、放送、音楽、文芸、出版、美術、写真、レコード、映画、美術等各界の意見を聴取し、本法案の目的、映画の著作物の著作権の帰属、写真の著作物の保護期間、実演、レコードまたは放送の保護期間、翻訳権十年留保、その他の諸問題について慎重審査したのであります。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。
かくて、四月七日、本小委員会の審査を終了し、自後は本委員会による審査に移すことといたしました。

以上、御報告を申し上げます。
○八木委員長 これにて小委員長の報告は終わりました。
○河野(洋)委員 ただいま小委員長から御報告がありましたように、著作権法案につきましては、小委員会におきましてその法案の詳細について質疑応答がございました。文化庁長官並びに次長から非常にこまかい点まで御答弁をいただいておりますので、今後は課題あるいは運用等につきまして、若干大臣から御答弁をいただいております部分がございますので、三、四点は大臣に御質問申し上げます。
小委員会におきまして質疑は、主として著作権法案自体についての質疑が繰り返されたのでございまして、今後の問題という点につきましてはまだ問題が残っております。特に私ども社会常識となつておりますように、技術革新その他によりまして著作物の利用手段が非常に日進月歩を遂げておるといふ最近の事情等を考えますと、この著作権法案がもし成立を見たとしまして、これですべて事足りるということにはならないと私は思います。著作権法案は、非常に長い間旧態依然たる著作権法を現行法として適用してあるわけでございまして、かゝり新法が成立を見たといふわけでございまして、今後の問題、利用手段の新たな開発等について、これからどのように対処していくかという点について、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○坂田國務大臣 コンピューターでありますとか、あるいはビデオカセットなど、著作権制度におきまして今後早急に検討を必要とする課題が少なくないことは、いま御指摘になりましたとおりでございます。また、応用美術の保護など、今回の改正法におきましては今後の課題とした事項もございまして、また、さらに写真の保護期間、映画の著作権等、今回御議論のありました件もございまして、従来、一部には、今回の改正が行なわれれば、今後数十年間は改正がないであろうというような声が聞かれますが、著作権制度は著作物の利用手段の発展に応じて整備されるべきものでございまして、今後の五年はこれまでの十年あるいは二十年に匹敵する、こういうふうに考えられますので、これらの問題につきましては、今回の改正を基盤として、時を移さず積極的に検討に着手する考えでございます。
○河野(洋)委員 どうかひとつ時期を逸さぬ対策というものをとおとり続けたいと思ひます。この機会をおかりして要望申し上げます。
その次に、これは前回の本委員会のときにも松永委員から質問があったところでございますが、例の附則第十四条の規定についてでございます。ブラッセル改正条約への加入の利益を考慮すれば、附則第十四条の規定は削除したほうがいいのではないかという意見があらちちらにあつたわけでございまして、むしろ社会環境等を考えますればいろいろ御議論のあるところだと思ひますが、いわゆるブラッセル改正条約への加入の利益ということを考えれば、この第十四条の規定の削除という意見もつとも意見と受け取れるわけでございまして、この点につきましては、「当分の間」というような字句で非常にあいまいな点もございまして、非常に問題のある点だと思ひますので、もう一度大臣から御答弁をいただいております。

○坂田国務大臣 大多数の国が加入をいたしてあります。ブラッセル改正条約に加入することは望ましいことではございますが、わが国の現状というものを見れば、わが国に加入するに値しないと思っております。なお、わが国の実情というものを考慮いたしますと、附則第十四条を削除して、現在直ちにレコードによるすべての音楽の演奏につきまして、著作権者の権利が及ぶものとするということは、少し困難ではないかというふうに考えるのであります。しかしながら、なまでありまして、レコードによるものでありまして、著作権者の権利につきましては、著作権者に権利を認めるべきものとする原則が今回の改正により認められた上は、やはりこれについては国民意識の醸成ということをまねまして、この規定についても検討を加えるべきものであると考える次第でございます。

○河野洋委員 大臣からレコードについては非常に配慮をされるという趣旨の御答弁があったわけでございますが、一部には、今回の法改正の機会に、レコードではなくて、音楽のなま演奏の使用料も増額されるのではないかというものを非常に心配をしておられる向きがあるわけでございます。レコードを使用する分につきましては、つまり「当分の間」ということばを使って配慮する向きをこの附則に書いておられるわけですが、なま演奏の分につきましては附則その他にも何も取り上げてないということで、当事者の中には非常に心配をしておられる向きがあるわけでございます。この点について、ひとつ大臣から御所見を承っておきたいと思っております。

○坂田国務大臣 音楽のなま演奏に関する著作権者の権利は、現行法におきましても確立されております。今回の法改正によつて影響のないところでございます。このなま演奏に関する使用料徴収の業務は、日本音楽著作権協会が行なっておりますが、この団体の徴収する使用料につきましては、文化庁長官の認可を要するということになっておるのであります。文化庁といたしましては、今回の法改正を機会に、バー、キャパレー等の社

交場におけるなま演奏の使用料を増額すべきであるとは考えておりません。社交場における使用料につきましては、その性質上、使用料の徴収方法について苦情があることは承知いたしておりますが、文化庁といたしましては、実態に即して公平かつ妥当な額の使用料が徴収されるよう指導をいたしておるところでございます。また、使用者に對しては、今回の法改正を機会に、著作権思想の普及、徹底方についてさらに努力をいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○河野(洋)委員 ただいまの御答弁で当事者の心配はある程度なくなると思ひますが、文化庁長官にも特別にお願いを申し上げておきたいと思ひます。いま大臣の御答弁にもございまして、文化庁長官の認可というところになっておるわけでございまして、新しい法律ができたというところで、日本音楽著作権協会が、急激にバー、キャパレー等の使用料について、力関係が変わつて、現在までと非常に違うような料金徴収等を行ないたいというような場合には、ひとつ長官も一はだ脱いでいただいて、あまり急激な変化がないように、どうか十分な配慮を払っていただきたいというところをお願い申し上げます。

そこで、続けて質問をいたしますが、この法案ができたあと、当事者間でトラブルが起こるというところを私は非常におそれておりますので、やたらにトラブルが起こつて裁判に持ち込まれるというようなことがないように、この法案が成立いたしましたら、どうかひとつ、当事者間で十分な話し合いが行なわれるということが何より大事なことだと思ひますので、この点は文化庁長官もそういう配慮で御指導をお願いをしたいと思ひます。ちよつと御答弁を……

○今政府委員 この著作権というものの對する世間一般の認識がまだまだ浸透しておらず状況にありますので、それをもつと周知させるように努力をいたしまして、環境衛生その他の業者にも不安を与えない——この高くなりほしくないというよう

な一つの不安であります。私は、誠にそのようなことのないように、先日申したとおりでありまして、なほ一そう今後このよう不安を一掃するよう努力する考えでございます。

○河野(洋)委員 最後にう一つ、当事者間の話し合いになつて恐縮でございますが、レコードによる音楽放送の使用料についても、放送事業者に過大な負担をかけることがないよう考慮する必要がある。これもいままでのやり方に急激な変化が来るという危機の念が一部にあるのでございまして、この点についても十分な配慮をしていただきたいと思います。大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○坂田国務大臣 その点につきましては、著作権制度審議会の答申におきまして、権利行使の實際に形成されては、長期間にわたる自由利用により、使用料の額、徴収方法につきましては、現状に急激な変動を生ずることを避けるよう慎重に配慮すべきであるというふうに述べておるところでございますので、その趣旨に従ひまして、関係者の話し合いをあっせんするとともに、著作権仲介業務法の運用に当たりたいと考えております。

○河野(洋)委員 以上で私質問を終わりますけれども、何よりも大事なことは、この法律の趣旨を十二分に徹底させる、著作権思想の普及ということとが最も大事なことであると思ひます。それと同時に、この第一条の目的に掲げてございまして、「文化的所産の公正な利用に留意しつ」とあるこの点について、どうかこれが、やはり私ども一般国民がこうした法案によりまして非常に文化的な所産の恩恵を受けられるという点にも、十分配慮をしておいていただきたいということを最後にお願ひをして、私の質問を終わります。

○八木委員 小林信一君。

○小林(信)委員 この法案審議の中で、大臣に御質問申し上げる機会というのはいままでなかったわけですが、大臣のほうもたいへん忙しかつたと思ひます。

きょうまで小委員会の中で非常に詳細な審議をしてまいりまして、その結果を綜合いたしました私の感想を申し上げれば、この著作権法というのは、著作権者を守るのじやなくて、著作権者にいろいろ制限あるいは規制を加える法律ではないかというふうな、極端に申し上げれば、印象まで私は受けておるわけです。この際、そうでない、著作権者を守る法律であるという点を、大臣にひとつ劈頭にお伺ひしたいと思ひます。

○坂田国務大臣 法案の目的というのは、第一条の点だと思ひますが、著作権法の目的は、著作権者の人格的及び経済的な利益を確保することによりまして、著作権者の労苦に報い、著作物のより豊かなることを期待して、もつて文化の発展に寄与するということでございます。この法律の目的が、著作権者の権利の保護を第一義とするものであるというところは、言うまでもないところでございまして。しかしながら、一方におきましては、著作物は広く国民に利用されてはじめて意義があるものでございまして、著作物の利用の面についても意を用いる必要があると考えるのでございまして。この場合におきましても、著作物の利用が公正に行なわれ、著作権者の利益を守ることと当然考慮すべきところとを考えます。このことを明らかにするため、「公正な利用に留意しつ」、著作権者の権利の保護を図り」といたしたわけでございまして。なお、「公正な利用に留意しつ」の文言は、著作物を使用する営利企業等の利益を考慮したものでなく、以上のように、一般国民の公正な著作物の利用、享有を考慮したものでございまして。

○小林(信)委員 帰するところは、やっぱり大臣の御答弁のように、第一条の問題に集約されるかもしれないけれども、私はそういう意味でなく、ずつとこの法案の大勢を通して見ての印象で申し上げたわけでありまして、やっぱり第一条の目的にこういふものがあらわれるわけで、大臣のいまのような答弁になると思ひますが、内容を通してまいりますと、定義だとか、あるいは適用

範囲だとか、著作者の権利だとか、あるいは権利の内容、こういうものを見てもいいですと、保護してあるように見受けられるのですが、これは多少現行著作権法から発展をしておるように見えますが、何ら進歩したところはないと思ひます。

そういう前置きをしながら、いよいよこの著作権の複雑な内容の中に入つてまいりますと、今度は規制する面が多くなつてゐるような感じがいたしますが、あるいはいままでの審議の中で十分私の意を尽くしておらぬためかもしれません。そこで一つ一つの問題について最も責任者であります大臣からお伺いをして、なおこれを検討してまいりたいと思ひますが、第一番に同一性保持権の問題であります。こゝから逆から著作権者に対する制限とか規制とかいふふうなものが多くなつてきておりますが、最もその点でお伺ひしたいのは三十三条第一項であります。学校教育の目的上やむを得ないと認める場合には、その著作物の変更、切除あるいは改変をすることができるといふふうにしてあるわけですが、確かに学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの、これは私も賛成をいたしますが、その前につけてあることは、「著作物を利用する場合における用字又は用語の変更」、これまではいいのですが、「その他の改変で」ということがついてゐるのです。こういうことは非常に法案の中に多いのです。前のほうでなるほどと思ひしても、「その他の改変で」というと、一体どこまでこの「その他」の意味が発展をするのかというのを考えるを得ないのですが、大臣で御無理であれば、次長からでもいいですが、その具体例をお示しになつていただきたいと思います。

○坂田国務大臣 この点は、文化庁次長から説明申し上げます。

○安達政府委員 まず、御指摘になりました第二十条の二項の第一号で教科書等に「著作物を利用する場合における用字又は用語の変更」の次に「その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの」というのがございます。

で、これについての具体例を御紹介申し上げたいと思ひます。

たとえば内容の正確性をはかるといふ見地からいたしますと、例をあげますと、「シュバイツァーは九十歳をこえた今日でも」という原文があつたといひます。これを教科書に入れる場合に「一九六五年、九十歳で死去したシュバイツァー」といふように直して教科書に載せるというようにすることが——これは非常に高学年の段階になりますれば注記でもいいのでございませうけれども、低学年の場合には、そういうような内容の正確性を子供に誤りなく伝えるという必要から、そういうふうにならねばならぬと規定をしようと思ひます。たとえば社会生活上の規範あるいは健康、安全といふような見地からいたしますと、「弟のたかしを自転車に乗せてつれていった。」と書いてあるわけではございますが、子供に相乗りをさせるのはいけないといふことでございませうから、「弟のたかしを一緒にお店までつれていった。」こう直さざるを得ないわけではございます。それから特定の商品の宣伝になるおそれのあるもの、「セロテープ」といふのは固有の商標であるから、それを載せると特定の商品の宣伝になるから、それを「ばんそうこう」といふように変えなければならぬ。あるいは児童生徒の心身の発達段階という点からいたしますと、「役僧」を低学年の場合には「おぼろさん」といふように直すという点でございまして、学校教育の目的上の必要から真にやむを得ないと認められるものに限定されるべきものであると考へておるところでございませう。それから三号で「前二号に掲げるもののほか」云々のところがございますが、その具体例といふようなことになりまして、たとえば絵をカラー写真で複製するといふような場合には、印刷の紙とかその他でどうしても色彩が変わつてくる。これは現物と違ふんじゃないかと言われましても、そういう技術的な制約上しょうがないであらう。あるいは劇場用の映画をテレビ放送に使うという許諾を与えた場合に、ワイドのスクリーン用につく

られたものをテレビにいたしますと、画面の四つが切れるということが出るわけではございます。これは許諾するときに、四つが切れるだろうといふことが一応予測されておるわけではございますので、そういうものの場合においてはやむを得ないと思はれるわけではございませうし、あるいは民間放送であれば当然カラーが入つてくるわけではございますが、カラーが入つてくると著作物の同一性を妨げるというふうなことになると思はれますけれども、そのようなものは、著作物の性質なり利用の目的、態様に照らして真にやむを得ない改変ではないだろうか。こういうふうなごく特殊な、真にやむを得ない改変のみ許すようにしようといふのが、この規定の趣旨でございませう。

○坂田国務大臣 この第二十條の第二項の規定が適用される具体的事例につきましましては、ただいま文化庁次長から説明をさせましたが、この規定はほんとうにやむを得ないというように客観的に認められるごく限定された場合にのみ適用されるものでございませう。この趣旨が誤解されることのないように、その周知徹底方につましましては、特段の配慮をいたしてまいりたい、こゝろいふふうに考へておるわけでありませう。

○小林(信)委員 これは法案の性質上、こゝろいふあいまいな、しかも拡大解釈されたら悪用されることもあるといふような内容を持つた箇所がたくさんあるわけではございませう。そういう点を私は指摘をして、この法案はかえつて規制が多いんじゃないか、制限することが多いんじゃないかといふことを先ほど申し上げたわけですが、その一つの例として二十条をあげたわけですが、いまやむを得ない場合とはいふことで次長は言われて、その点では人格権を侵害しないようにするといふような趣旨の答弁があつたわけですが、やむを得ない場合に、その文章なり絵画なり映画なりの生命を変えるようなところまでも含めてやむを得ないといふようなことになつては、たいへんだと思ひます。そこで、その三号をいま御説明になられたのですが、

私たちは、そういう意味でこの三号はないほうがいいんじゃないかといふことを考へてゐるわけではございませう。と申しますのは、映画がテレビ放送される場合には、両向きをカットするとかいふふうな次長は言われましたが、シネマスコープの画面をテレビ放送をする場合には、七つに区分するのだそうです。七つに区分をして、その中の五つを入れなければテレビ放送にならない。そういう場合に、撮影をした人から考えれば、その切り方いかんによつてその画面の主体性が変わる場合があるのだそうです。この項を入れておきますと、そういうことにはとんちやなく、テレビ放送局の意向でそれが切斷をされるのだ。ただ両向きが切られるのじゃなくて、ある場合には右のほうの二つが切られて左のほうの五つが残される場合がある。ある場合には両向きを二つとつてまん中が使われる場合があるといふふうな、さまざまにこれは使われるのだそうです。ところが、著作権を持つております監督なりあるいは撮影監督なりの立場からすれば、そのために自分たちのそれに対する主目的といふものが失われるような場合がある。おそろしくこの項目があれば、われわれの著作権は全然無視されるのじゃないかといふ考へを持つたのが当然だと思ひます。そういう場合に、ただこの条文だけでいいのか、何かそれを規制するものがないければいけないのか、そこが問題だと思ひます。

○安達政府委員 映画をテレビで放映する場合におきまして、時間の制約で一定の長さのものを短くする、あるいはいま御指摘のありましたようなシネマスコープのよりなものを切つて放映するような場合におきましては、当然これは原則でありますところの同一性保持権にかかわる問題でございまして、これは監督等の著作者にちゃんと了解を得た場合においてのみである。現在でもそのような慣行が行なわれておりますし、私もこの第二十條の原則に立つて、そういうものは人格権として守られるべきものであると考へるわけではございませう。また第二項は、第一項の原則に對

する例外でございますから、例外はあくまでも厳密に解釈して運用すべきものであると考えるわけでございますので、先ほど大臣お話がございましたように、私どももいたしましては、この例外についてはきわめて厳格に解釈されるように、あらゆる機会に趣旨の徹底をはかりたい、かように考えておる次第でございます。

○坂田国務大臣 いま次長が申し上げたとおりでございますが、先ほど私からも答えを申し上げましたように、単に真にやむを得ないだけではいいけない。真にやむを得ないものが客観的に認められ、しかもそれはごく限定された場合にのみ適用するといふふうに、非常に厳格に解釈をいたしたいと思っております。

○小林(信)委員 御説明はなかなか丁寧をきわめていようです。慣行の中でそういう点は了解をするようになつておるといふようなお話ですが、そういう場合に、ほんとうに著作権者の了解を求めるというように条件にならぬものか。確かにこの条文というものは必要を要する気がいたしますが、しかし、これをこのまま載つておくことは、多分に著作権侵害の形になりはしないかと思ふのですが……

○安達政府委員 この点は、著作者といたしましては二十条によって同一性を保持する権利がございまして、それは百十二条によりまして、著作者はその著作人格権を「侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる」という規定を、明文を置いております。したがって、もし著作者が自己の判断においてそういうものが二十条一項の違反であるといふような場合には、直ちにこれによってその侵害の停止または予防の請求ができるわけでございますから、したがって、この原則ははっきり確立してあるならば、この権利はこの百十二条等によりまして現実的にもしっかり確保できる道が講ぜられておる、かように考える次第でございます。

○小林(信)委員 いまの御説明でやや了解をいた

しましたけれども、現実においては、一般映画がテレビ放送に利用されるような場合については、なかなかこういうことが実際にはできない。泣き寝入りをするような形になるわけでありまして、一方これを自分たちの利益のために利用しようとする者はこの条文をたてにとりけれども、被害を受けるほうはなかなかこれが適用できない。したがって、この法律がそのまゝ通るとすれば、この条文が通るとするならば、今後その点に相当な啓蒙を使用者側にはかり、趣旨の徹底をはかつていかなければいけないし、法律をつくつた者は責任を負うような形をとらなければいけない、こう私は思ひます。

さらに同じような点では、第五款の著作権の制限の問題であります。これは明らかに制限をするのですから、著作権者にとっては問題の点だと思ひます。そこで、同じような、非常にあいまいな語句について御質問を申し上げますから、できるならば具体的な例をあげて御説明願ひたいと思ひます。

三十条であります。個人に又は家庭内その他——「個人的に又は家庭内」——まではいいのですが、「その他これに準ずる限られた範囲内」において使用することを、ここにまたよくその具体的な内容を聞かなければわからないことばがあるのですが、その点について了解のいく御説明を願ひたいと思ひます。

○安達政府委員 「個人的に」というのは「一人」ということになりまして、それから「家庭内」というのは「同一家庭内」ということになりまして、「その他これに準ずる限られた範囲内」と申しますのは、たとえば三、四人程度のごく少数の人数の友人で組織する音楽の同好会というふうなもの、その楽譜を印刷してお互いに歌うというふうな、そういう家庭に準ずるような、家庭といつても大体大きなところがあるわけでありまして、それに準ずるような小グループの中で——これは家庭ではないけれども、家庭ぐらいの人数の小グループの範囲内というような意味で「これに準ずる

限られた範囲内」、こういうふうに表現した次第でございます。

○小林(信)委員 それらも拡大解釈をされればどうなるか、心配する者があります。

それから次に三十一條、これは図書館等で複製をする場合の問題であります。やはり同じように「その他の施設で政令で定めるもの」とある。図書館等は、いま会社等の中にも図書館が設置されております。そういう図書館も含むのか。「その他の施設で政令で定めるもの」、これもこの際明確にしたいだきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 この三十一條の「図書館その他の施設」は、最終的には政令で指定することになります。これは国会図書館、あるいは公立図書館、あるいは大学の付属図書館などを予定しております。企業内図書館等営利団体が設立するものは指定しない方針であります。

○小林(信)委員 いま大臣のおっしゃつたのは、図書館というものの意味だと思ふのです。「その他の施設で政令で定めるもの」、どういふものが政令で定められるか。

○安達政府委員 「図書館その他の施設」という場合に、図書館という名前がなくても、非常に幅広いなそういう施設の場合もございまして、たとえば科学情報センターというふうなものがございまして、これは特殊法人が設立したところとございまして、そういう科学情報センターというふうな公共的性格を持つようなもので、しかもこの場合には著作権の制限になりますから、そこには司書等の一定の資格を持つて、しかもその専門的職員が著作権についても十分な教養を持つてなければならぬといふようなことをはっきり明記いたしまして、この著作権の侵害行為が行なわれないように十分配慮いたす所存でございます。

○小林(信)委員 大臣は参議院のほうで何か御用があるようですが、大体いま、そういうことか、い点を私はこれから御質問申し上げておきますから、また大臣が帰つてきてから総括して御質問申

じ上げて、次長の……
じや切りにします。

○八木委員長 午後零時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午前十一時十八分休憩

午後零時五十四分開議

○八木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。著作権法案について質疑を続行いたします。小林(信)君。

○小林(信)委員 著作権制限の問題で午前中二、三例を申し上げたんですが、なお一応問題を解明しておきたいところがございまして、続けてお伺ひします。

三十一條の一号「図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために」云々とあつて「複製物を一人につき一部提供する場合」といふふうに書いてありますが、「一人につき一部提供する場合」といふことになると、これはやっぱり無制限を意味するものではないか。

それから、二号の「図書館資料の保存のため必要がある場合」、こういう点について、やはり確たる御意見を承つておきたいと思ひます。

それから、続けて申し上げますと、同じようなことばですが、三十二條の一項のあとには「正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬ。」引用の問題であります。この「正当な範囲内」、これを規制するものは何であるか。

それから同じく二項、「ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。」ところが、「禁止する旨の表示」というのが禁転載といふふうなものを意味していると思ふのですが、こういうものは必ずしも、そういう意思があつても、その本のていさひとかあるいはページとかいふふうなものを考慮して載せることができな場合もあると思ふのです。だから、もし共通のマークが何かつくと、こういうものが押さ

れてある場合はこれは転載は禁止されておるんだという形にでもすればですが、これは他に転載してはいけないという表示のしかたというものがいまだ非常に不統一であるために、それをもしすれば、ページとか本とかいうものについていさを非常に悪くするというふうなことから、そういう意思があつてもそれを表示しておらぬ場合もあるわけですが、しかし、これがなければ引用は自由であるというふうなことで、ここにもやはり問題がありはしないかと思うのですが、以上の点についてひとつ……。この際次長でもいいです。

○安達政府委員 第一の御質問の第三十一条一号の、「複製物を一人につき一部提供する場合」ということで、一人につき一度に数部を提供するようなことは違反になるということでございます。でございますから、これは非常に厳密に一人につき一部といつておるわけでございます。その確保の手段といたしましては、先ほど申しました政令で規定する場合に、図書館の司書等がその著作権についての認識を十分備えておるといふようなことを要求いたしました。この趣旨が十分買かれるようにしたい、かように考えておるところでございます。

それから二号の「図書館資料の保存のため必要がある場合」と申しますのは、所属するところの稀観本と申しますか、非常に他に得られないような稀観本がございまして、それが損傷していくとあるいはそういうものの紛失を防ぐとか、そういうような場合におきまして、その保存のために、リコピーでその図書館において複製して持つておく、こういうような意味でございます。

それから、第三十二条におきまして「かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬ」と書いてございまして、報道であれば、報道の目的上そこにおのずからなる制限があるわけでございます。あるいは批評の目的であれば、批評に必要を範囲内において、その批評のために必要と認

められる限りにおいてそれを引用するということでございます。批評に名をかりてほとんど全部他の本を引き写すというふうなことは、認められないわけでございます。この「目的上」というのは、それぞれ報道、批評、研究その他引用する目的があるわけでございます。その「目的上」正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬ。したがって、ここで何字、何行までいいいか悪いとかいうことは言えないわけでございます。それそれぞれの具体的な場合におきまして、「目的上正当な範囲内」と認められるかどうかというところで、それを越えれば、それは著作権侵害の問題になるということでございます。

それから第二項の場合は、これは国または地方公共団体の機関が広報資料、調査統計資料、報告書——たとえば文部省で教育白書を出すとか、そういうものを出すわけでございます。そういうものを他の著作物等、新聞、雑誌その他の刊行物に転載するといふようなことは、これはそもそも国がなるべく一般の人に知っていただきたい、こういう目的で出すものでございます。本来的にいへばそういうものについては転載を自由にするといい考え方でございすけれども、ただ特別の必要があつて、そういうものはやはり一応転載する場合については困るという禁止の旨の表示がある場合にはそれができないということでございます。原則はこれはなるべく知らしめて、知つていただく、こういう趣旨でございます。

それから禁転載の表示の方法等についてなるべくみんながわかりやすいような方法を考へてはどうかということ、まことにどうもだと思つたわけでございます。これはまあ政令とかいう形で定めるというところはかと思ひますけれども、そういうようなものが十分話し合ひをいたしまして、今後関係者等とも十分話し合ひをいたしまして、そういうものが、おのずからそういう慣行なり形式がある程度一致したものを得られるように努力するというのは、たいへんけっこうなこと

だと思ひまして、ただいまのお話、そういう意味で非常に感銘深く伺つた次第でございます。

○小林信委員 その「図書館資料の保存のため必要がある場合」の複製といふものですね、いまリコピーといふふうに言われたんですが、に限るのですか。あるいは保存といふふうなことを考へて、りっぱな複製をつくるということも私はありはしないかと思ひます。そういう場合に、ついでだから少しだけいづくつておいて、ほかにも必要な人があつたら分けてやれといふようなことが大きくなつてくると問題じゃないか、こう思うのですが、リコピーに限りといふふうなことですか。もう一ぺんそこを……。

○安達政府委員 この本文のほうに「著作物を複製することができ」と書いてございます。したがって、私申し上げましたようなリコピーと申しますか、そういうものが普通だと思ひますが、たとえば欠損ページを補充するとか、あるいはマイクロフィルムにとつておくとかいふようなこともあつたわけでございますが、いまお話がございました。これをたくさんつくつておいてほかに分けてやるのかいふようなことは、これは明らかにその「図書館資料の保存のため必要がある場合」ではございせんから、これは明らかに著作権侵害になるというふうに考へます。

○小林(信)委員 そういふものに名をかりて、それに便乗してこの著作権侵害をするようなことが、こういうものがあれば行なわれはしないか、こう心配をするものでありますから……。

さらに、項を改めて、(教科用図書等への掲載)の問題ですが、その二項ですが、われわれとすれば、著作権者が教科用図書に掲載をされるといふことについては、この規定に別に対抗はしないと思ひますが、それならば二項の中に「その旨を著作者に通知するとともに」とあります。この「通知する」という前に「事前」といふようなことを入れて、そして著作権者に相当敬意を払ふ意思をここに表示すべきじゃないか。何かただばく然と通知といふふうにしておけば、あとで通知

をしてもいいし、しつぱなしてもいいといふふうな、何か人格権の侵害が考えられるような文章になつております。おそろく事前という問題もお考へになったと思ひますが、あえてここへ入れなかつたといふことについての御意見があつたら、承りたいと思ひます。同じように三十四条の二項も「著作者に通知するとともに」といふふうに書いてありますが、私どもは、事前といふことばを入れたら非常にこれは著作権者の人格権の尊重という形になりはしないか、こう思うのですが、どうですか。

○坂田国務大臣 著作者に通知すべきものとした趣旨は、著作者人格権の尊重という精神に基づくものでございます。したがって、この趣旨からも、事前に通知がなされることを望ましいといふふうに考へますので、その趣旨で教科書会社あるいはNHK等を指導してまいりたいと思ひております。

○小林(信)委員 それなら、事前といふことばを入れることには問題はありませんか。

○安達政府委員 確かに御指摘のとおり、著作者に対して、著作者人格権の尊重という精神から、当然趣旨といたしましてはたたいま大臣からお話のございましたように事前に通知するといふのがたてまえであらうと思ひわけでございますけれども、この実際の通知の意味といふものを厳密に考へてみますと、著作者人格権を侵害しないといふことを確保するためでございます。したがって、かりにたとへば全然原文を変えない、そのまま転載するといふようなことでありますれば、著作者人格権の侵害は生じないわけでございます。したがって、その場合に、厳密な法律解釈として、事前といふのはその意味でどうだろかといふ疑問も出されたわけでございます。そこで、ここでは事前といふことは事柄の趣旨としては当然であるけれども、法律上そこを事前にといふこととまで入れることはいかがであらうか、こういうのが厳密な法律上の考へ方の問題でございますけれども、趣旨はたたいま大臣からお話ございま

したように、著作者に敬意を払うという意味から、事前のほうに望ましいし、そういうのがたてまえであるう、そういう意味におきまして今後の指導によっていきたいという大臣のお話になるうかと存じます。

○小林(信)委員 どうも事前を入れることが人格権尊重の意味からいつて当然のような気がするのですが、何かこの事前をことさらに省くことには、交渉上の関係とかいろいろの中には意味があるのじゃないかと思われれるのですが、かえって事前を入れないほうが人格権尊重になるといふうな御意見で、多少われわれには理解がいかない点があります。

三十五条の「学校その他の教育機関において教育を担任する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、複製することができ、」その末尾に「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」というようにことばを入れるればならぬのは、どういう意味なんですか。

○安達政府委員 これは学校で先生が教材等をプリントに刷って子供に配る、こういうようなことを一般的に予想してあるわけでございます。しかし、最近ではゼロッタスとかいろいろの機械も出てまいりましたから、そういうことが非常に簡単にできるわけでございますが、そういうことを先生がやればよいというようになると、ある程度の問題が出てくる。たとえば童話集が市販されておる、そういうような場合に、その童話集の全部をリコピーでとって子供にやってみよう、そういうことになる、五十冊売れなくなるという問題が生じます。そのほか、たとえばいろいろの教材等がたくさん出ておりますが、その出ているやつを一枚買つて、あと全部リコピーでそのままとつてしまふということになると、これはやはり著作権者の利益を不当に害するということがございすから、学校の先生がおやりになる場合でも、著作権者の利益を不当に害する場合はいけませんという

ことをはつきりしておかなければいけないということ、このただし書きをつけたということとございす。

○小林(信)委員 いまお話がありましたように、最近いろいろの機械が出ておつて簡単に複製することができ。だから、こういう条項がある以上、全児童に買わせなくても、一冊買つてきてそれで間に合わせる。しかもそれは決して違反ではない、著作権侵害ではないというようにすることに利用されるおそれがあるのですが、しかし、私はこの条文が必要だと思ひます。必要であるけれども、不当に害することがあつてはならないといふうなことをたけで置いてはいけません。それは最近のいろいろの機械等の伸展から見ても十分注意しなければならぬと思ひますが、こういうことが著作権違反として、この問題だけでなく所々に留意されなければならぬと思ひますが、その点は了解いたします。

三十七条へいきまして、盲人用の点字の複製の問題ですが、この人たちにいままで著作権といふものを提供しておつた人たちに言わせれば、この条文が出てくると、文化庁が自分たちの権利を剝奪して、文化庁が盲人の人たちに恩恵を施しているような形になる。こういう条文をつくらなくても、私たちはすでに盲人の人たちには著作権というものをほんとうに無料で提供して今日まできておる。そういう慣習から見ても、私たちと盲人との関係で問題が処理できるほうが、私どもとしてはうれし。この条文ができることによつて、私たちと盲人たちの関係というものはなくなつてしまつて、そして文化庁という役所が、この条文で自分たちの著作権を取り上げて、文化庁の、政府の恩恵で盲人の人たちに著作権を提供するという形になる。だから、これはあつてもなくてもいいんだ、こういう意見があるのですが、これを特に置かなければならぬ御意見を承りたいと思ひます。

○坂田国務大臣 盲人用の点字複製等につきましては、従来著作者の方々が示されてきました御理解

解には深く敬意を表するものでございす。しかしながら、盲人の福祉の増進という見地からいたしますと、このような特別な規定を設けて、盲人用の点字複製等がより積極的に行なわれるようにすることが適当であるといふうに考へて、こういたしました次第でございす。

○小林(信)委員 大臣がいまままでの歴史的な過程についても一応敬意を表され、そういう気持ちでもつて今後この問題を処理されるならば、私は、おそろく著作権者もこれを了すると思ひうのですが、そういう意思のあることは十分御留意願いたしたいと思います。

次に、時事問題に関する論説の転載の問題であります。ここにも軽率に取り扱う場合は相当問題が起きるではないかと思ひますし、さらにこれと関連をいたしまして、裁判手続等における複製の問題は、これは審議の段階でも問題にしたことがございす。これを同じように拡大解釈をされまうという、取材といふふうなものが捜査の手先になるというふうなこともないかねないわけで、この点についてどういふふうに今後実施にあつては留意をするか、御説明願ひたいと思ひうです。

○安達政府委員 第三十九条の(時事問題に関する論説の転載等)の規定でございす。この規定はベルヌ条約にございす。現行法でも認められるものでございす。これは新聞、雑誌に掲載されたところの論説は、報道の自由と申しましか、なるべくそういうものを自由に利用して、これらの問題についての考え方を広く一般に知らせることを容易にしようといふことで、Aという新聞に載つた社説を、Bという新聞が、A新聞社の論説であるといふことを表示した上でそのまゝこれを載せてもよい、こういう趣旨の規定でございす。したがひまして、これは、そういう時事問題に関する論説が広く一般に使われやすくなるように、こういう意味の規定でございす。

それから四十二条の規定は、現行法では、「専ら官庁ノ用ニ供スル為複製スルコト」とのみ書いてあるわけでございすけれども、それでは非常に意味が不明確であるといふことからいたしまして、「裁判手続のために必要と認められる場合」と、それから「立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができ、」(「ただし」ということで「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。')といふことで、内部資料であるといふことと、それからこれが部数が多くなるといふようなことによつて著作権者の利益が害されないように配慮をする、こういう趣旨の規定でございすので、これはもつぱらそういう報道関係の論説の自由な利用とか、あるいは裁判手続、あるいは立法資料、または行政の目的のための見地からのみの著作権の制限の規定である、かように考える次第でございす。

○小林(信)委員 その内部資料といふところをたいへんに重視しておられるようですが、その意味をお願ひしたいと思ひうです。

○坂田国務大臣 行政目的のための著作物の複製につきましましては、現行法第三十条第一項第九号「専ら官庁ノ用ニ供スル為」におきまして、内部資料のための複製など、著作者の経済的利益を害さない程度のものに限定されるものとして解釈をされてきたところでございす。法案第四十二条におきましては、この点を本文とたし書きにより明文をもつて明らかにしておりますので、行政目的のための複製と申しまして、広報資料等の部外へ配布するためのものを含まず、内部資料としてごく限定された部数に限って認められるものでございす。

○小林(信)委員 たとえば報道関係者がある事件をフィルムにおさめた、それが裁判をする場合に証拠品としてあとからこれを提供するに——そのものを提供するというのか、あるいはそれが複製という形になるかもしませんが、そういうことは、この条文に照らして要求するといふうなことにはならないのか、なるのか、なるおそれ

があるか、私はそれを心配するのです。

○安達政府委員 これは、裁判手続のため必要と認めて、その関係当局が録画をするというだけの問題でございまして、したがって、その裁判の証拠のために提出命令をするとかしないとか、そういうようなことは、この著作権法での問題ではなくて、その裁判手続のために必要と認められる場合において、その関係当局がそれを録画をすることができるといふだけの意味でございまして、

○小林(信)委員 はつきりしませんが、そういう場合には、取材をした人が、録画をした人が拒否する、私はそれはできませんと答えて、拒否したという場合には、いやというやうな条文があるからこの著作権法の条文でも提供させることができるんだということにはならないということですか。

○安達政府委員 これはフィルムをよこせとかよこさぬとかいう所有権の問題ではないわけであらうとして、テレビの画面を、たとえば私どもが写真でとるといふことが許されるのがこの三十条でございまして、その家庭用の目的でなくて、裁判手続のために関係当局がテレビの放映のものを録画することができるといふことでございまして、人から物をとるような権利は、ここからは全然生じてまいりません。

○小林(信)委員 その録画を複製するといふ場合に、この法律がある以上、条文がある以上、できる。しかし、それはおれの著作権侵害であるといふ異議を言うことも、私はできると思うのです、著作権者のほうからは、しかし、それはこの条文がある以上はできないといふのですか。

○安達政府委員 さようでございまして、その写真の著作物の著作物が裁判手続のために必要と認められる場合に複製されることについて著作権者が異議が言えないという、そういうだけの意味でございまして。

○小林(信)委員 そういふだけなんて簡単に言われるのですが、私、これは非常に重大な問題だと思ひます。そういう御意見であることを了承いた

します。

そういううちに、これは著作権がある以上、こういう複製は制限をしたり規制をしなければならぬということがよくわかるわけですが、これがこの法律の大部分である点を考えれば、著作権というものが保護される上には、こうした規制もまた受けなければならぬと思ひますが、そういう規制、制限のほうが多くて、ほんとうに著作権を保護するといふ点で、非常にこの法律では私には少ないような気がするのですが、そこで、さらに同じような傾向である点を指摘してまいりますと、第六十八條、まず内容をお聞きいたしますが、「公表された著作物を放送しようとする放送事業者は、その著作権者に対し放送の許諾につき協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、」こうありますが、「協議が成立せず」といふのは、結局利害関係といふふうなものであるか、あるいはどうしてもこういうものは公表したくないという事情があるのか、またその下のその「協議をすることができない」とこれはその人が所在不明で協議ができないというやうなものを意味するののか、この協議が成立せずといふのは、どういふ場面を想定してここに書かれておるのか、あるいは「協議をすることができない」といふそれは、どういふ場合のことを言っているのか、まずそこをお伺いいたします。

○安達政府委員 「協議が成立せず」といふ場合は、協議を求めて協議に入つたけれども、協議がまとまらなかつた。たとえば著作権者のほうから非常な法外な、社会的に見ては当然考えられないやうな法外な値段が出て、そこで協議が成立しない。それから、その次の「協議をすることができない」といふのは、たとえば一応連絡はできたけれども、協議自体にまで入ることができなかったといふやうな場合を言つておるわけであらう。

○坂田国務大臣 この規定は、いかなる場合にも著作者に無断で著作物を放送できるとする規定ではなくて、著作者と協議してもどうしても許諾が

得られない場合に利用される規定でございまして。

この制度は条約上に根拠がございまして、現行法にもすでにあるものとして、著作権制度審議会の答申においても、なお存置すべきものとされたのでございまして。法案におきましては、この制度を慎重に運用するために、著作権者がその利用を断絶する意思を有していたり、著作権者が放送の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるときは裁定ができない旨を定め、著作権者の意向の尊重について特に配慮いたしたところであります。

なお、戦後のこの制度は実際に利用されましたことはございせん。今後におきまして、その適用はあまり予想されないと考えてございしますが、その運用につきましては、十分慎重を期したいと存じます。

○小林(信)委員 大臣のこの条項に対する精神は、十分わかりました。わかりましたが、いま次長の説明の中に、非常に一方的な考え方をしている点が遺憾に思われるので、重ねて申し上げますが、法外に高い値段だといふことを主張されまして、法外に安い値段で交渉した場合に成立しないといふ場合も、私はあると思うのです。あなたとはかくこつちのほうは軽率に取り扱つて、そつちのほうを重視される傾向が、この法案審議の中で通してあるのですが、やっぱりこう出てくるのですか。そういうやうな場合は、想定はいたしませんか。

○安達政府委員 この六十八條の著作物の放送についての制度は、趣旨をいたしまして、放送の公共性にかんがみて権利者の権利の乱用を戒めるといふ趣旨でございまして、私がそういう例を申し上げましたけれども、協議でございましてから、両方の条件が合わないといふことは当然あるわけであらうから、先生のおっしゃるやうな場合でございまして、先生のおっしゃるやうな場合、もちろんあり得ると思うわけであらう。

○小林(信)委員 そういふ使用者のほうに安値を定める下しですか、どうですか。

○安達政府委員 先ほど大臣からも述べに

ました七十條の三項の第二号で、その著作物の放送の許諾を与えないことによりやむを得ない事情があるといふやうな場合にも、これに関係があるわけ

でございまして。そういうやうなことを勧告した上で裁定をするしないという決定をするといふ、こういう考え方でございまして。

○小林(信)委員 さらに後段の協議することができないといふやうなときに、著作権者が自分は放送事業者の他社に関係がある、そういうところから義理であなたのほうにこれをまかせることはできないといふやうなそういうわれわれが想定できない場合もあると思うのですが、そんな点も考慮されておるのですか。

○安達政府委員 まことに御指摘のとおりでございまして、七十條の三項の第二号で「その著作物の放送の許諾を与えないことによりやむを得ない事情がある」、特定の放送事業者が著作物の放送についての独占的許諾をすでに与えておる、そういうやうな場合には、他の放送事業者が、どうしてもわしのところでもやつてもらいたいといふことを言つて裁定申請しても、それは認めないといふことにならうかと思ひます。

○小林(信)委員 さらにずっと飛びまして、八十四條の三項ですが、「当該廃絶により出版権者に通常生ずべき損害をあらかじめ賠償しない場合は、この限りでない」といふ条項に、私は非常に疑問を感じるわけです。と申しますのは、自分が出版をしようとして出版権者と約束をした中途において、自分がその廃絶のやむなきに至つたといふ場合に、通知によつてその出版権を消滅させることができる、こういう条項で、これは著作権者を非常に保護してある条項であります、そのあとへ、「ただし、当該廃絶により出版権者に通常生ずべき損害をあらかじめ賠償しない場合は、この限りでない」といふ条項がついておることが、これはかえつてこういう名のもとに著作権者の権利を奪うやうな形になりはしないかと心配するわけです。私に言われれば、中途で出版を廃絶するわけですから、出版権者にはもちろん損害を賠償

しなければならぬと思ひます。だから、損害をあらかじめ賠償して、そしてその通知を出すという形になりさすればいいので、一番最後の「この限りでない」、本人は断絶を思ひ立つても、ときには本人の意思に反してその出版を強行される場合があつても差しつかえないというふうにきめることは、私はややこしい表現の中に出版権者の利益を考えているような意図が感ぜられるわけですが、この点も詳しく解明していただきたいと思ひます。

○安達政府委員 まず、出版権というものでございますが、これは著作権者、そのうちでも特に複製権を必ず持つてゐるその著作権者が、ある特定の出版社に対して、自分のものはあなたの出版社だけで出版せよというものの両者の信頼関係の上に立つて出版権というものが設定されるわけでございます。そしてまた出版権の存続期間といふのは、原則として三年といふことになつてゐるわけでございます。そういうふうな観点をひとつ前提にいたしまして、その途中で自分はこの出版物はもう出たくなつたというふうなことがないとは言えないと思ひます。すけれども、やはりそういうものもあり得る場合におきましては、その信頼関係を一たん断絶するわけでございます。そのためにやはり出版権という形においてその専属的といふか、その本屋だけで、出版社だけで出版できるといふその地位を守ることが、この出版権を設定して認めるといふ趣旨でございます。したがつて、そういう権利も、またこれは著作権の一部が移つたやうなものでございまして、これはやはり尊重しなければならぬといふことでございます。そういういたしますと、著作者が自分の著作物はもう自分の確信に適合しなくなつたからやめたいといふ場合、その心情というものと、それから一方においてはこの著作物を専用的に出版する地位を得た出版権者というものの経済的地位も、守らなければならぬ。それをどのように調整するかといふことになるわけでありまして、そこで、ここでは当該断絶により出版権

者に通常生ずべき損害をあらかじめ賠償するといふことを義務づけておるわけでございます。このことについては先生もまた御異論がないやうでございますが、その場合に、「通常生ずべき損害をあらかじめ賠償しなければならぬ」と書くか「しない場合はこの限りでない」と書くかは、一面では修辭上の問題ではございますが、同時にこの規定では「出版権を消滅させることができる」といふこととございまして、一方的の複製権者である著作者の意思によつて、通知によつてその効力が生ずるわけでございます。したがつて、他方の出版権者の立場から見れば、通知がきたからもうそれでいい、その損害は賠償してもらうといふことになるわけでございますが、そこで消滅の効力が一体生じたかどうかといふところが、問題になるわけでございます。したがつて、あらかじめ賠償しない場合には消滅させることができない、こういうふうにとれるわけでございます。したがつて、あらかじめ賠償しないときは通知をしても出版権は消滅しませんといふことを明確にする意味におきまして、先生お示しの「あらかじめ賠償しない場合はこの限りでない」というのは、あらかじめ賠償しない場合は出版権は消滅させることができないといふようにしたほうが、法律関係を明確にするといふ意味において望ましいといふことで、ここではあらかじめ賠償しなければならぬといふのではなくて、あらかじめ賠償しない場合は、この限りでない、その場合は出版権を消滅させることができない、あらかじめ賠償した場合は消滅させることができる、こういうふうに法律関係を明確にするといふ趣旨に出たものでございまして。

○小林(信)委員 御丁寧な答弁でわからなければ申しわけないのですが、私は簡単にこう考えるのです。出版権を停止する。しかし、それまで金がかかつてゐる。だから、これは補償しなければいけない。そういう場合に、金が支払えない場合には、その人の持つてゐる家屋とかあるいは土地

とかいふものを代償に取ることはできませんよ。そういうことは、商取引の中で当然のことだと思ひます。だが、この条文からいへば、出版を継続してやつてよろしいといふことも、これも何か金が必要れば家を抵当に取るとかあるいは土地を抵当に取るとかいう、代償に取るとかいう、それと同じように出版することもできるというように私は考えられるわけなので、財産と同じに考える点では差しつかえないのですが、しかし、その出版といふものは、その出版を自分が断絶をしようといふときには、いろいろな立場があると思ひます。この本を出版しようと思つたけれども、しかし内容がこうであるから、これは自分の社会的地位をなくすといふような場合もある、あるいは人にとんでもない迷惑をかけるといふような場合、そういうようなことから断絶を意図した場合はあると思ひます。とすれば、この出版そのものは、財産等と比較できない場合もあると思ひます。したが、いまのこの条文でいへば、金がない場合には家とか土地とかいふふうなもので代償するといふのが商取引であるけれども、その中へ一枚出版といふことまで入れてしまふといふことは、少し著作権といふものに對する認識が輕率じやないか、こう思ひます。だから、賠償しななければならぬといふので、この限りでない、出版も継続してできるといふことについては考慮してやらなければ、出版権者だけの利益をはかつて著作権者の立場といふものを考慮しない条文ではないか、こう思ひます。

○安達政府委員 この規定が三項でございましてけれども、実際の場合には、自分は本をやめたいといふことを出版社に言つて、それではあなたのおしやるのはごもつともだといふことで、それじややめましよう、そのかわり私に對して、出版社としてはこれぐらいの損害賠償がほしいのですよといふので、通常の場合はそれで話が行なわれるといふのが常態でございまして、こういうやうな場合、法律のいわば極限の場合でございまして、その極限の場合において、自己の確信に適合しなく

なつたものは出したいといふその著作者の信念といふものは、やはり一面では重要視しなければならぬ。しかしながら、一たん設定された出版権といふものの地位も守らなければならぬといふことで、これで両方の立場を調和的に考えたといふこととございまして。したがつて、あとは先生のおつしやるあらかじめ賠償しなければならぬと書くか、あるいはこの限りでないと書くかは、結局消滅させる、消滅ができるかどうかの事態を法律的に明確にするほうがいいか、若干はその辺はあいまいにしておいたほうがいいかといふ問題に帰するわけでございます。基本的な考え方については私も小林先生と全く同じでございますが、ただ法律的な消滅させることができるかできないかといふことを明確にするといふ、その法律関係を明確にするといふ立場からは、「この限りでない」と書いたほうがベターではないか、そういう考え方でございます。

○小林(信)委員 簡単に考えれば、代償ですからいふやうな気がいたしますが、断絶をしようといふ場合は、私はいろいろの場合を想定してやらなければいけないと思ひます。その場合「この限りでない」といふことばをつけておくことは、これはなぜ出版権者に有利になると私が断定するかと言へば、ただ出版権者は出版することによつてその仕事から出てくる利益だけを目標にするのでなくて、その本が将来ベストセラーになるといふやうな場合には、よけいもうかるわけですね。そういうことから出版権者の利益を考えれば、ただ代償を支払つてもらうといふことでなくて、「この限りでない」といふ条文を入れることによつて出版権者を非常に有利にさせるといふやうにも考えられるわけ、このことばは私は出版権者のためにのみ考へてつけたやうな気がするのですが、これも今後それが不当に行なわれるやうな場合には、何か監督する立場から考慮することができるといふか。

○今政府委員 いま仰せのごとく、あらゆる場合を考えなければならぬといふことはもつともで

でございますが、通常出版権を途中でやめるということはないこととす。普通通ずるが三年間でございますから、その間にやめるということはないこととす。最も多く考えられるのは、事実上、その間のほうが多いのですが、ある本屋に原稿を渡す、そのすると、三年以内に一年くらいで、本屋が第一版くらいでやめてしまふのです。ある本屋にいわすと、こういうふうにして売ればもつと売れるのですよというので、ある本屋をやめてこつちへ移りたい。しかし、その間出版権が三年間続いているので、廃絶することができないというふうな場合が非常に多いのです。ですから、損害を賠償するということは、ほとんど損害がないのです。ある場合は、これを廃絶したほうがよいというので、こういう場合は、出版権の問題は民法上の契約の問題で、出版権とは非常にかわり合いが薄い問題ではないかというように私は考えるのでございますが、いかがでございますでしょうか。

○小林(信)委員 民法上の問題になることが可能であるだけに、「この限りでない」という、出版権を継続して出版権者が持つていくことができるような条文をつけないほうがいいという考えで私は申し上げたんですが、わかりました。あまりそういうことはないというふうな話もございまして、一応この点は了解いたします。

そこで、私が取り上げた問題をこの法案からあげてみますと、制限、規制するようなことのほうが多くて、保護するということはこの法律にはそんなにないという感じが私はするのですよ。そう言うところと酷評かもしれませんけれども、それが何から生まれてきておるかといえは、この法律をつくる場合の基礎であります第一の目的ですね。大臣が当初言われたんですが、この第一の目的を表現する中では、著作権者の保護だけでなくて、いわゆる「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつ」という、そこに非常に留意された法案の作成ではないか、こう考えられるわけです。試みに「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつ

つ」という文句をとって考えてみれば、それでも差しつかえないような気がするわけなんです。「文化的所産の公正な利用」という、いわゆる使用者側を考慮するような傾向が非常に強くなつてきておるのですが、参考人の方々の御意見を承つても、まだまだ日本の著作権者というものは使用者に対しては非常に弱い立場に置かれておる、こういう条項を置くというところは、そういう意味でも非常に著作権者に不利な形になりやしないか、また著作権法という法律のたてまえ上、これははたして必要とするかどうかというふうな疑問もたくさんに聞いておりますが、もう一度この文章全体について大臣の信念を披瀝をしていただくと同時に、なぜ「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつ」とを加えなければならぬかという点を御説明願いたいと思います。

○坂田国務大臣 この点は先ほど冒頭に申し上げたとおりでございますが、現実問題としまして、この著作物というものが公共に一般的に利用されるという実態が、実はあるわけでございます。そういうような実態を全然顧みずに、著作権者の保護とすることを申しまして、むしろかえつて著作権者の保護とすることを期し得ないというふうなこともつながつてくるのではないかと。現実上、そういうような公正な利用というものが一面においてなければ、むしろ著作権者としての権利が保障されない、こういうふうな考え方から、この「公正な利用に留意しつ」ということは大事な点じゃないかというふうに思っています。しかし、先ほど申ししますように、あくまでもこの法案の第一の目的は、著作権者の権利の保護を第一義的に考えておるということには変わりはないわけでございます。そして、この全法案の中に貫いておる考え方というものは、これがついに生きておるというふうなことは私は確信しておる次第でございます。

○小林(信)委員 その辺の見解というのは、非常にむずかしいものだと思います。確かに著作権者としてその著作物の作品を読む見るなりするということ受益者、この二つの関係だけでなく、

その中間にこれを仲介するものがあつて事は成り立つていくと思つておりますが、一番最後の「文化の発展に寄与する」という点を考えれば、必ずしもそういうことを考慮しなくてもいいと思つておるのです。つくるもの、そして今度はそのための利益を受ける人、そういういわゆる作者としてそれを批判をするというか受益者、こういうもののきびしい関係の中にいます作者というものはその創作性を高め、芸術性を高めていき、そういう批判をする中で、一般社会人というものは、自分たちもそれに応じて自分たちの教養を高めた知識を進めたりしていくことができる。それが文化の進展になつていくと思つておるのです。その中間的な存在というものをあまり考慮すると、かえつてその両者の関係というものがきびしくなくなつていくようなことも考へていかなければならぬと私は思つておるのですが、これは非常にむずかしい問題であつて、私にも確たるものはないわけなんです。

そこでお聞きしたいのですが、保護期間というものがこの法案の一番重要な問題になつてくるわけですが、それが何か著作権者を保護するような印象が世間一般に多いわけなんです。私はこの問題を世間で考へておるようには考へておらないのです。私の見解を申し上げて立法の御意思を聞きたいと思つておるのですが、保護期間というものは五十年というものを一応基礎にしておるわけですが、五十年というものは著作権者の権利を保護するためのみ考へておるのか。ある場合には、死後五十年だつたら、一体だれが著作権者であるかわからぬとか、いろいろ事務的に複雑なものがある。そういうことも考慮して五十年ぐらにしたらどうかという——財産権を守るといふようなことよりも、事務的な面で年限を考へる向きもありはしないかと思つておるのです。保護期間の五十年というものが、ほんとうに著作権者の権利を守るという、そういう意味であるかどうか。その点を、五十年が妥当である理由も一緒に御説明願いたいと思つておるのです。

○安達政府委員 著作権という制度を設けて著作権を保護するというのは、先ほど大臣からもお話ございましたように、著作権者の創作活動に対してその労苦に報いる、そして著作物がより豊かになるということを考へるわけでございますが、そのことは逆に言えば、著作物が著作物を創作した、その場合にはそれに当然報いがあるということでございます。その場合には、その報いとは、単に生きておる期間ではなくて、死後においても子孫にもその報いがあるということによつて著作物というものの労苦が報いられるというのが、根本的な考え方でございます。その場合、一体死後三十年にすべきか、あるいは死後五十年にすべきかというその年数が、三十年は非常に短くて、五十年にするのは、二十年延ばすのはなぜであるか、その理由いかんと言われましても、なかなか実証的には証明しがたいのでございまして、これはやはり条約等によりまして、あるいは各国ともが、もうすべての文明国が死後五十年という原則をとつておる。したがつて、その死後五十年間という著作者の労苦に報いる期間を設けることが適切であるという一種の世界的な常識があるというところで、やはりその諸外国並みに条約の定めるところの五十年はぜひ保護しなければならぬ、こういうふうな考え方でもございまして、これはその著作権者が不明になるとかそういう技術的なことよりは、むしろ死後五十年はその労苦に報いるようにすることが、著作者の創作意欲あるいはその労苦に報いる上において必要である、こういうふうな一般論に考へられるということではないかと存じます。

○小林(信)委員 次長の方の考へを私も最初持つて、この法案審議に臨みました。要するに、報いられるとか、その創造性、芸術性、こういうふうなものに対するところの、何というのですか、精神的な代償というふうなものがあるが、著作権を保護するための保護期間であるというふうに見ておつたのですが、しかし、参事人等々呼んでそれぞれの立場から意見を聞いてまいりますと、そういうふうな見方をしておつたのでは、著作権というものは必ずしも成り立たな

い。もつと利害関係の問題の中から生まれる著作権である、あるいは保護期間ではないかというふうに最近私は考えるようになってきたのです。確かに最初私もその創造性、芸術性、いわゆる日本の、その国の文化を高めていく基礎であるというものに報いるものが著作権であつたりあるいはまたその代償でもあつたと思つたのですが、実際においてはもつと割り切つた財産権、商取引、そういうものの中から文化というものが高められてくるというふうに考えたほうがいいじゃないか。ということとは、優秀なものであれば自分が幾らでも値段をつけて、そしてこれを出版する人なりあるいは使用する人が評価する。たとえその保護期間を五十年設けたつて、それを使用してくれぬものがなければ何もならないわけなんです。だから、高く評価されるもののみが与えられるものであるとするならば、これはソソの精神的な面からのみ考へていく必要はない。そうすると私は、この第一号というものをあまり純粹に考へ過ぎて、実際ににおいてはもつと商取引あるいは財産権というふうなものに終始してあるような気がするわけなんです。だから、こういう条文をつくれ、かえつてその中間的な立場に立つ使用者というふうなものが非常に利益を受けるような気がするわけなんです。しかし、著作権の大勢からすれば、いま大体御説明を受けて、不満足ではあります。だが、精神面だけの取り扱いをしておつたら、ほんとうの著作権法というものはその使命を全うすることができないような現状にあると思つたのです。大体そういう点から私はこの法案に対して一応最後の責任ある大臣からお聞きいたしまして、最後の検討をしたいわけでありました。

そこで、なお二、三問題をお聞きいたしますが、まず第二十九条をお尋ねいたします。

第二十九条は、小委員会の中でも相当な論議を尽くしたわけでありましたが、依然として私どもに割り切れない点は、映画の著作権というものはその製作者に帰属するという結論がここに出ている

わけです。この法文の中で、著作権というものは、その創造性あるいは芸術性、それが基礎になつて生ずるものであつて、映画の著作権というものが製作者に帰属するということは、この法律の定義の点からいまして矛盾しやしないか。そういう意味で第二十九条というものは、何かこの法律全体に大きなきずを残すような気がいたします。またこれに關係する著作権を保持する人たちが非常に不満が持たれてある事項なんです。これを大臣から、特に大臣も遺憾な点があるとするならば、それはどういうわけでやむを得ずこうするのか、あるいはこれでもうほんとうに完全無欠なものであるというならば、そのとりの御趣旨をお答え願ひたいと思つたのです。

○坂田国務大臣 法案の第二十九条では、発意と責任を有する映画製作者の寄与の観点や、映画の著作者の多様性等にかんがみまして、権利關係の簡明化、映画の利用の容易化の観点から、映画の著作権を映画製作者に帰属させているところでございます。しかし、このことは映画監督等の著作者と映画製作者とが、両当事者の自由な意思に基づいて映画の利用について契約することを妨げるものでないことはもとよりでございます。たとえば映画監督が映画の海外配給あるいはテレビ放送等について条件を付することも、契約によつて可能でございます。両当事者が、映画の製作に際しまして、明確、適切な契約を結ぶ慣行が確立されるよう、今後あらゆる機会に關係者にこの趣旨の徹底をはかる考へてございます。

○小林(信)委員 こういう条文をつくらなければならぬ原因というものを私どもは幾つか考へたわけなんです。たとえば、いま日本の映画界というものは五社で独占をされておる。この五社の仕事に対して政府もその資金を出してあるというふうなことから、映画界の本来あるべきものが求められずに、旧態依然たる中に運営をされておる。その形を、いま大臣がおつしやつたように、権利行使を明確にするというふうなことを考へていけば、どうしてもこういう矛盾した法案になつてい

かざるを得ぬと思つたのです。五社の独占的な形態、あるいはこれに対してまた国が補助をするというふうな問題も、この裏では解決していかねればならぬと思つたのですが、そういう点は、大臣として考慮されておるかどうか、お願ひしたいと思います。

○坂田国務大臣 最近、映画が、テレビ等が発達しました關係上、なかなかやつていけないというふうな事情もあります。これは終戦直後の状況から考へますと、おそらく考えられなかつたことだと思つたのでございます。それほどにテレビその他の発達が目ざましい。そのために、映画そのものが衰微してきている。これは単に日本だけではなくて、諸外国でもそうだと思つたのでございます。したがって、映画製作というふうな問題については、だれに著作権を付与したらいかがということは、實際上の問題としてはいろいろ議論があるところだと思つたのでございます。しかしながら、現実ただいまの問題といたしましては、このような法案にいたしたわけでございますけれども、このような問題等につきましては、将来十分検討すべきであらうというふうに思つております。

○小林(信)委員 その条文にいたしても、いろいろ質問をしなければならぬところがあるのですが、とにかくこの問題は、複雑な映画界というものが整理されない中にその著作権の帰属を求めたという無理が、根本的にあるような気がいたします。したがつて、このことは私は一応ここで了承いたしました。いまのような大臣の御意見からいまして、今後この著作権を運営するためのりつばな機關が存置され、直ちに活動をして、そしてその根本的な原因というものを探つて、これに不自然が感ぜられないようなたてまえをとつていかなければいけないと思つたのですが、おそらくそういう配慮はいまの大臣の御意見からしてもなされると思ひます。

それから最後でございますが、先ほど保護期間の問題を私は申し上げましたが、写真の保護期間

間、五十五条の問題であります。他のものは死後五十年が認められておりますが、写真は公表後五十年ということになっております。写真を使う人たちの立場からすれば、公表後五十年でも長過ぎる、あるいは写真の多様性からいって、それを分類した形でそれぞれに保護期間というものを分けて与えたらどうかというふうな意見もあるほど、この期間に対してはさまざまな意見があらましまして、私もほんとうに判断に苦しんだものです。が、そういう場合には、やはり何も全部がこの保護期間を受けるわけじゃない。優秀なもの、必要なものを受ける、これが保護期間の原則である以上、私はやはり一般と同じように死後五十年にして、そしてその中で必要なもの、あるいは芸術性の高いもの、記録にいたしてもどうしてもこれが必要なければならぬというものは、当然その期間を保護されてもいいような気がいたしますが、もう一べん、なぜ公表後五十年にしなければならぬかを伺ひたいと思います。

○坂田国務大臣 写真の保護期間につきましては、現行法の定め、条約上の取り扱い、各国の立法例、写真の記録の性格等、あらゆる観点から検討した著作権制度審議会の答申に従ひまして、法案では公表後五十年としておるところでございます。写真も、りつばな著作物であることはもとよりでございます。この保護期間をいづゆる死後起算とすることも、相当な理由があると考へます。同時に、ニュース写真についての特別な取り扱いを講ずるかどうか、あるいは無記名の写真の利用、その他写真の利用を容易にするための実際の措置をどうするか等の課題もございまして、写真に対する国民の認識といったものを考へつつ、これらの課題とあわせてさらに検討を加えてまいりたいと思ひます。このような趣旨で、今回の改正にあたりましては、映画と同様に公表後五十年とするのを御了承いたしたいと存する次第でございます。

○小林(信)委員 大臣の御意見を私は尊重いたします。いたしますが、やはりこれも先ほど申ししま

したように、いろんな意見があります。したがって、これから生まれるというか、すでに存在しており、審議会等で十分検討をしていく必要があると思うのです。というのは、写真というふうなことも著作権法が最初つくられたときにもすでに認められておる点からすれば、歴史的にも私は十分著作権というものは考えていかなければならぬ問題だと思いますが、最近の写真の技術あるいは写真に対する一般人の関心というふうなものを考慮に入れて、なお今後時勢が変転していくのに応ずるような体制をとっていくべきだと思っております。

それから第六十条であります。これは人格権の問題であります。後段のただし書きは私は必要ないというのを主張してまいりました。この際責任ある大臣に、これが簡単に悪用されないというのを御確約をお願いしたいと思うのです。と申しますのは、人格権というものは、その著作家がたとえなくなつても、「存しているとしたならばその著作人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。」「こういうふうな人格権を尊重された書き方がされているんですが、ただし、そのあとのほうに、「その行為が当該著作家の意を害しない」と認められる場合は、この限りでない。」「一方においては尊重しながら、一方においては全然それを今度は無視するような書き方なんです。これも必要かもしれないけれども、あまりにその二つが、対比して、一方が肯定すれば一方が否定するといふふうなうちにたまたま書きが強く出されている。そこに私は疑問を持つわけですが、「この限りでない」という、そこには相当留意されているものがあると思うのですが、御説明願いたい。

○坂田国務大臣 法案の第六十条は、著作人権を現行法同様、著作人の死後におきましても、著作権の保護期間とはかわりなく、いわば永久に保護する趣旨の規定でございます。しかしながら、著作人の同意が得られなくなった著作人の死後において一切の著作物の改変等を禁じてしま

ということとは、また実情に合わないところであろうかと思ひます。この点につきましまして、現行法では、単に著作人の意を害さない改変は許されるものとして措置しているところでございますが、この法案におきましては、特にただし書きを設けて、「その行為の性質及び程度、社会的感情の変動その他によりその行為が当該著作人の意を害しないと認められる場合」にのみ改変等が認められるものとしたしております。このただし書きは、現行法より要件をさらに厳格にする点に、著作物の死後における人格的利益の保護をはかる趣旨でございますので、何とぞ御了承をお願いしたいと思ひます。

○小林(信)委員 最近、価値観等も転換をするといふふうな時代でございます。その人格権というものの認め方といふふうなものも、時代時代によつて違ひ、変転することが早くなつてくると思ひます。したがつて、こういう条項が、ただし書きをしておくことが必要かもしれないけれども、そのために人格権が有名無実にならないように、運営の上で御留意願いたいと思ひます。

最後に、実はこの著作権の審議がまさに終わろうとするといふことを聞きまして、いろいろなところ波紋を起してあるわけですが、先ほども河野委員から御質問がありました。この法律が通りますと、実際本業は飲食物を販売するといふふうな業者の場合に、そこでなま演奏をして商売をしておるといふような人たちが、とたんにその演奏することによる著作権の使用料というものが高くなつてくるんじゃないかという心配をしております。先ほど河野委員にその点は説明がありましたが、そこで私は特別に聞きたいんですが、ここに日本音楽著作権協会から出している著作物使用料規程というのがございます。その人たちの言ひには、これは音楽著作権協会と文化庁だけで作成したものであつて、われわれ使用する立場の者にはこれに参画させておらない、まことにこれは片手落ちだといふ意見があつたのですが、それ

が事実であるかどうか、お聞きいたします。

○安達政府委員 この音楽の使用につきましましては、著作権の仲介業務に関する法律というのがございまして、この法律の第三条によりまして、著作物使用料規程を定める場合には文化庁長官の認可を受けなければならぬということになつておるわけでございますが、その場合には、「前項ノ認可ノ申請アリタルトキハ文化庁長官ハ其ノ要領ヲ公告ス」ということで、官報に公告いたすわけでありまして、その場合にはさらに第三項で「出版ヲ業トスル者ノ組織スル団体、興行ヲ業トスル者ノ組織スル団体其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ前項ノ要領ニ付公告ノ日ヨリ一月以内ニ文化庁長官ニ意見ヲ具申スルコトヲ得」、そして文化庁長官はその認可をするときには、公告の日より一カ月たつた後著作権制度審議会に諮問しなければならぬ、そして出されたところの意見は著作権制度審議会にこれを提出しなければならぬというところとが、著作権の仲介業務に関する法律で規定されておるわけでございます。したがつて、この使用料規程につきましても、そのような手続によりまして昭和三十五年に制定されたものでございまして、したがつて、この規程につきましましては、十分関係者との話し合いを経て、その上で文化庁に出し、そしてそれについてさらに意見を求め、審議会に諮問し、その上で決定するといふものでございまして、ただ、そのような趣旨が不十分であるとすれば、その規程の内容等の趣旨を十分徹底しますと同時に、またその徴収方法等につきましても、先ほど大臣がお話ございましたように、公平妥当にその著作権者と利用者との間で十分な協議が行なわれるように、そういうふうにしてまいりたいと考えております。

○小林(信)委員 私も、そうだと思います。こんなものが一方的に話し合いをされて利用者が全然関係しなかつたといふようなことはないと思ひますが、その人たちは非常にそこをこたわつておられました。

それからもう一つ問題は、私の想像ですが、この使用料徴収が公平円滑に行なわれておればいいのですが、どうも性格上、あるところからは適当に取る、取れるところからよけいに取るというふうなことも行なわれておるんじゃないかと思ひます。そういう運営面でもう少しその趣旨というものが徹底されて、そして納得のいくような料金の支出といふことになればそうでもないと思ひますが、いまのところ何かまちまちで、取れたら取る、取れなかつたら取らぬというふうなで終わつておるのじゃないかと思ひますが、そういう点、やはりこれも今後の指導というのをお願いしたいと思ひます。いつかこれから得る収入といふものが音楽著作権協会には相当な額だといふふうなことを聞いておつたのですが、そういう点についても十分指導する余地があると思ひます。それがかえつて著作権法案が成立するといふことで影響を受けるようなことがあつてはならないと思ひますので、その点は考慮していただきたいと思ひます。

私の質問は終わります。

○八木委員 正木良明君。

○正木委員 私が尋ねたいこともたくさんございまして、小委員会でも相当詰りまされた問題もございまして、疑問が晴れた問題もありまして、同時にまた二人の先に質問なさつた方々の質問によつて問題点が明らかになつたものもございまして、その点ではできるだけ重複を避けるようにしてお尋ねをいたしたいと思ひます。特に、言ひまでもありませんが、著作権法というのは非常に重要な問題でございますので、あとで非常に複雑な解釈が生まれるというふうなことはできるだけ避けなければならぬ、こういう意味から、特に重点的に法律の上における解釈というものができるだけ統一したものにしていくといふ意味での質問にしようと思ひます。まず第一に、法案の第三十一条の問題であります。法案の第二十一条では複製権が認められておる

わけでありませんが、これが三十条以下に制限が加えられている。特に、その中でも図書館等におけるところの複製の問題でございしますが、この中では「政令で定めるもの」というふうに限定をいたしております。したがって、指定すべき図書館というものはどのようなものであるか。特に私がこの問題をお尋ねする理由は、最近企業の中で図書館を持つものが非常にふえてまいりました。こういうものの全部が営利的なものであるとは決して考えられない点もございしますが、それならばすべて公共の目的のためのものであるかどうかという点についても、疑問があります。そういう点については、この運用を誤りますと、また政令で定め方を誤りますと、著作権者の権利が不当に制限されるということになりかねない、こういうふうに考えますので、この点についてどのようにお考えになつていらっしゃるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 第三十一条の「図書館その他の施設」というのは、最終的には政令で指定することになります。これは国会図書館、あるいは公立図書館、あるいは大学の付属図書館などを予定しております。したがって、企業内図書館等、営利団体が設置するものは指定しない方針でございます。

○正木委員 その点は了解をいたします。

次に、これは先ほど小林さんも少しお触れになりましたが、法案の第三十九条に規定する「時事問題に関する論説の転載等」についてという問題でございしますが、これはこの間の参考人の意見の中にも非常に強い希望が述べられたわけであります。新聞や雑誌、これらの署名入りの記事、こういうものは転載を禁ずるという表示がなくても、これはそう容易に転載を自由にさせていいものではないという強い希望意見が述べられたわけでありまして、この点についてどのようにお考えになつていらっしゃるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 現在、新聞、雑誌界におきま

しては、新聞、雑誌に掲載された署名入りの記事というものは禁転載表示の記事と同様に扱われたいという希望がございします。法案の第三十九条の解釈運用にあたりまして、署名入りは禁転載、つまり転載を禁ずるの意思表示と同様に解するのが妥当であるというふうに考えております。

○正木委員 そこで、この問題と関連するわけでありまして、署名入りの記事については、いまお述べになりましたように、転載を禁ずるという表示がなくても転載を禁ずるという解釈をなさるようでありまして、その点第三十二条に引用の規定がございします。この引用の規定との関連については、どのようにお考えになつていらっしゃるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○安達政府委員 第三十九条で、転載することができると書いてございします。「転載」というのは、全文を載せることができるという意味でございします。したがって、その全文を載せることについては、禁転載があるとか、先ほど大臣のおっしゃいました署名入りのようなものは、著作権者の許諾を得なければ転載をしないということになるわけでございます。しかしながら、この第三十二条というものは、公表された著作物の一部を引用して利用するというものでございまして、言うならば、参考的に必要な部分を抜き抜いてくる、こういう意味でございします。第三十二条と第三十九条とは、その趣旨が違つてございします。したがって、第三十九条によつて禁転載の表示があつた場合は転載することができないけれども、かりに禁転載というものがあつたとしても、引用という目的で、引用という目的上正当な範囲内であるならば、第三十二条で許される、こういう関係になるかと思ひます。

○正木委員 その場合は、引用の根拠というものを明らかにしなければならぬのではないかと思ひますが、その点はどうですか。

○安達政府委員 この点はいへん大事なことではございまして、これは四十八条に「出所の明示」の規定がございします。「次の各号に掲げる場合に

は、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。」の中に、一番最初に引用のことが書いてございします。したがって、このものはどこから引用したものの、著作者はだれであるかということ明らかにしなければならぬ、こういうこととございします。

○正木委員 次に、同じ著作物でも、絵だとか彫刻、これらの著作権の問題であります。聞くところによると、このような芸術品の紛争の原因になつてゐるのに、所有権が移つたからというので著作権も当然に移つたということ、いろいろ紛争が起つてゐるということを聞いております。これはむしろ原則的、というよりも、常識的にいって、所有権が譲渡されたからといって著作権が移るものではない、このように思ひます。したがって、この点についてどのように法文上あらわそうとしたのか。もしくはこのたびの法案には、いわゆる所有権が譲渡されても著作権は譲渡されないという明文がないのであります。この点については、参考人の中からも、これを明示してほしいという強い希望がございましたが、この二点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 所有権と著作権とは法律上認められた別個の権利であります。絵画その他の美術作品が譲渡されても、その著作権までも譲渡したということにならないことは、仰せのとおりであります。この点を明確にするための解釈規定のようなものを特に設けることはいたしておりませんけれども、第四十五条の規定の趣旨からいへば、このような解釈は明らかでございします。このことに関し特に規定を設ける必要はないものと思ひます。

なお、しかし今後あらゆる機会にこのことを徹底するよう努力してまいりたいと思ひます。○正木委員 底するよう努力してまいりたいと思ひます。○正木委員 底するよう努力してまいりたいと思ひます。

○正木委員 底するよう努力してまいりたいと思ひます。○正木委員 底するよう努力してまいりたいと思ひます。

解釈のもとに、最後におつしやいましたように、こういう考え方というものを徹底するように、今後の努力を一段とお願ひ申し上げたいと思ひます。

次に、八十九条の隣接権の問題であります。八十九条において著作権隣接権の問題が規定されておるのではありませんが、しばしば著作権隣接権は設定されたけれども、しかし、著作権と違つて、人格権というものがございまして、もうたわれていない。したがって、この実演家の人格的利益の保護という点については、非常に大きな問題が残るわけでありまして、したがって、この点について、その実演家の利益を保護するという意味において、人格的利益の問題にまで保護を与えるべきではないかというふうに私は考えるわけでありまして、その同一性をこわされたり、また改変を加えられたりした場合、この人格的利益の保護については明確な保護規定がない。これは隣接権を設定されて非常に問題としては向上したとは言ひながらも、この問題が一つの問題点として残される。この点について、ひとつ明確な解釈をお教えをいただきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 実演の利用にあたりまして、実演家の人格的利益が尊重されるべきことは、言うまでもないところであります。この実演家の人格的利益の保護につきましては、著作権制度審議会におきまして実は論議があつたところでございしますが、一般的には、その性質上、民法上の不法行為として救済され得るの見地から、特段の規定を設ける必要はないとされたところでございします。実演家の人格的利益の保護をはかる必要があることにつきましては、全く異議がございせんが、民法の保護以上に著作権法において実演家の人格的利益の保護を規定する必要があるかどうか、これは実演家の利用の実態を勘案いたしまして、やはり今後十分検討しなければならぬ課題であるというふうに考えておる次第でございします。

○正木委員 通常、民法にゆだねられるというこ

とが、法律的手続としては当然のことであろうかと思ひます。しかし、民法上の問題として、名譽棄損等々の問題で提訴いたしましたも、非常に裁判に時間がかかる。そのそこなれた名譽についてそれを回復するのに、もう時間的経過によつてそれは何ら実効をあらわさないという場合もありますので、こういう点については、なお行政指導の面で十分の配慮をしていただかなければならないと思ひます。その点、特にお願いをいたしておきます。

検討を必要とするところでございます。また、ビデオカセットにつきましては、現在まだ市販されておられませんし、将来これがどのような態様で利用されることとなるかは、現時点において明確に予測しがたいところでございます。しかし、今後におきます利用状況を勘案いたしまして、これらの著作隣接権上の取り扱いについて、これは十分やはり検討を加えて対処しなければならぬ課題であるというふうにわれわれは承知をいたしておる次第であります。

それと、この問題は、先ほどもちよつと出てまいりましたし、参考人の多数からの意見が出たものでございますが、いわゆるビデオカセットという方式がなおらく実用化の段階になつてまいりまして、こういう問題について、おそろくこの問題が著作権の問題と重大な関連を持つてくるであろう、これは早晩予想せられる問題であります。したがって、このビデオカセットの二次使用の問題、それと同時に、現在もうすでにございまして、ジョークボックス、これなんか有料で金を取つておるわけなんです、こういうジョークボックスまでも、実演レコードの二次使用を認めると、いわゆるジョークボックスには実演はございせんが、レコードの二次使用を認める。また、ビデオカセットという方式が開発されて、それが実用段階に入らうとしておる。こういう場合における権利の範囲というものを拡大しなければならぬではないかというふうに考えますが、この点についてはどうでしょうか。

○坂田国務大臣 科学技術の非常な発展に伴ひまして、いろいろこういうジョークボックスだとかあるのはビデオカセットだとかいうものが発達してまいるわけですが、商業用レコードについての実演家、レコード製作者の権利は、今回初めて認められたものでございます。その権利を認める範囲につきましては、審議会も当面、放送及び音楽の有線放送に限定すべきものであるとしたところでございますので、それをジョークボックスまで拡大することにつきましては、なお慎重な

検討を必要とするところでございます。また、ビデオカセットにつきましては、現在まだ市販されておられませんし、将来これがどのような態様で利用されることとなるかは、現時点において明確に予測しがたいところでございます。しかし、今後におきます利用状況を勘案いたしまして、これらの著作隣接権上の取り扱いについて、これは十分やはり検討を加えて対処しなければならぬ課題であるというふうにわれわれは承知をいたしておる次第であります。

○正木委員 この問題は非常に重要な問題でありまして、こういう新しい事態が起こつたときには、それに直ちに対応して法の改正等を行なうという努力は、われわれとしても行なつていかなければならないと思ひます。したがって、この著作権審議会がどういふ形で残るか、また、新しく発足するのかわかりませんが、そういう審議会においても常時、こういう事態の発展に対応して検討を進められていかなければならないと思ひます。その点はいかがでしょうか。

○坂田国務大臣 この点はまさに先生御指摘のとおりでございます。今後、この審議会を活用いたしまして、十分時代の進展に対応させるべく検討いさせたいと考えておる次第でございます。

○正木委員 この点はもう少し詳しく次長からも説明いただきたいのですが、十年間の経過措置をとつたということは、これは単なる経過措置であるのであつて、翻訳権の十年留保とは本質的には関係がないと思ひます。これを十年留保を緩和するための条件として答弁されてはちよつと困るのですが、その点次長からでもけっこうですか……

○安達政府委員 翻訳権の十年留保、すなわち原著者が日本国内で発行されてから十年以内に翻訳物が発行されないときは、その原著者の翻訳権は消滅するというのが、現行法の規定でございます。これをやめて、いわゆる翻訳権、翻訳を許諾する権利というものを本来の著作権の期間、この法案でいけば死後五十年間保護される、こういうふうに直すのが、この法案の内容でございます。

○安達政府委員 翻訳権の十年留保、すなわち原著者が日本国内で発行されてから十年以内に翻訳物が発行されないときは、その原著者の翻訳権は消滅するというのが、現行法の規定でございます。これをやめて、いわゆる翻訳権、翻訳を許諾する権利というものを本来の著作権の期間、この法案でいけば死後五十年間保護される、こういうふうに直すのが、この法案の内容でございます。

○安達政府委員 翻訳権の十年留保、すなわち原著者が日本国内で発行されてから十年以内に翻訳物が発行されないときは、その原著者の翻訳権は消滅するというのが、現行法の規定でございます。これをやめて、いわゆる翻訳権、翻訳を許諾する権利というものを本来の著作権の期間、この法案でいけば死後五十年間保護される、こういうふうに直すのが、この法案の内容でございます。

○安達政府委員 翻訳権の十年留保、すなわち原著者が日本国内で発行されてから十年以内に翻訳物が発行されないときは、その原著者の翻訳権は消滅するというのが、現行法の規定でございます。これをやめて、いわゆる翻訳権、翻訳を許諾する権利というものを本来の著作権の期間、この法案でいけば死後五十年間保護される、こういうふうに直すのが、この法案の内容でございます。

その趣旨は、大臣からお話ございましたように、第一の点は、何よりも著作者を尊重するということ、著作権者を尊重する、著作権の尊重がこの法案の第一義であるという答弁が、先ほど来ございました。そういう意味からいたしまして、日本の著作者の保護と同様に、外国の著作者もまたこれを尊重するというのが、著作者なり著作権尊重の精神にかなうものではないかというのが、

第一の理由でございます。第二の理由は、現在このような制度をとつております国は、トルコとかメキシコとかアイスランドとかというような国が、日本を含めまして五カ国ありますけれども、日本の現在置かれてるような国際的地位からいたしまして存続することは適当ではないのではないかというのが、第二の点でございます。

第三の点といたしましては、現在、翻訳出版物のうちで全体の約二〇%のものがこの翻訳権留保の規定によつて、十年後において翻訳物が発行されない後において、この著作権者の許諾を得ることなく翻訳物が発行されておるといふ実情はございます。しかしながら、現在におきましては、著作権の許諾を得るといふ手続も、かつてのように非常にむづかしいのではない、容易にとれるわけでございます。まして、八〇%のうちに半分ものものが著作権の切れたもの、あるいは著作権条約のないソビエト等のものであるといたしまして、相当数のものがすでに著作権者の許諾を得ておるわけでございます。そういうような点からいたしまして、やはり日本としては、将来永遠にわたつてこれを続けるという現行法の精神は、いまや捨て去るべき時期ではないだろうかという考え方をでございます。一般に翻訳、たとえば歌にいたしまして、外国の歌を歌えば、それが原語であるのとそれから翻訳したとではあると、その作曲家には権利としてその著作権使用料が払われておるわけでございます。文書だけ、本だけではないといふことはおかしいのではないかと。翻訳物といへども、その翻訳物の利用によつて得られるのは、翻訳されたことを通じて得られるところのその原著者の思想、感情でございますから、そういうものを利用する以上は、それに著作権が認められる以上は、その著作権者の権利を尊重する必要があります。こういうような考え方に立つたわけでございます。しかしながら、先ほど大臣からもお話ございましたように、現在まだ二

第一の理由でございます。第二の理由は、現在このような制度をとつております国は、トルコとかメキシコとかアイスランドとかというような国が、日本を含めまして五カ国ありますけれども、日本の現在置かれてるような国際的地位からいたしまして存続することは適当ではないのではないかというのが、第二の点でございます。

第三の点といたしましては、現在、翻訳出版物のうちで全体の約二〇%のものがこの翻訳権留保の規定によつて、十年後において翻訳物が発行されない後において、この著作権者の許諾を得ることなく翻訳物が発行されておるといふ実情はございます。しかしながら、現在におきましては、著作権の許諾を得るといふ手続も、かつてのように非常にむづかしいのではない、容易にとれるわけでございます。まして、八〇%のうちに半分ものものが著作権の切れたもの、あるいは著作権条約のないソビエト等のものであるといたしまして、相当数のものがすでに著作権者の許諾を得ておるわけでございます。そういうような点からいたしまして、やはり日本としては、将来永遠にわたつてこれを続けるという現行法の精神は、いまや捨て去るべき時期ではないだろうかという考え方をでございます。一般に翻訳、たとえば歌にいたしまして、外国の歌を歌えば、それが原語であるのとそれから翻訳したとではあると、その作曲家には権利としてその著作権使用料が払われておるわけでございます。文書だけ、本だけではないといふことはおかしいのではないかと。翻訳物といへども、その翻訳物の利用によつて得られるのは、翻訳されたことを通じて得られるところのその原著者の思想、感情でございますから、そういうものを利用する以上は、それに著作権が認められる以上は、その著作権者の権利を尊重する必要があります。こういうような考え方に立つたわけでございます。しかしながら、先ほど大臣からもお話ございましたように、現在まだ二

第一の理由でございます。第二の理由は、現在このような制度をとつております国は、トルコとかメキシコとかアイスランドとかというような国が、日本を含めまして五カ国ありますけれども、日本の現在置かれてるような国際的地位からいたしまして存続することは適当ではないのではないかというのが、第二の点でございます。

第三の点といたしましては、現在、翻訳出版物のうちで全体の約二〇%のものがこの翻訳権留保の規定によつて、十年後において翻訳物が発行されない後において、この著作権者の許諾を得ることなく翻訳物が発行されておるといふ実情はございます。しかしながら、現在におきましては、著作権の許諾を得るといふ手続も、かつてのように非常にむづかしいのではない、容易にとれるわけでございます。まして、八〇%のうちに半分ものものが著作権の切れたもの、あるいは著作権条約のないソビエト等のものであるといたしまして、相当数のものがすでに著作権者の許諾を得ておるわけでございます。そういうような点からいたしまして、やはり日本としては、将来永遠にわたつてこれを続けるという現行法の精神は、いまや捨て去るべき時期ではないだろうかという考え方をでございます。一般に翻訳、たとえば歌にいたしまして、外国の歌を歌えば、それが原語であるのとそれから翻訳したとではあると、その作曲家には権利としてその著作権使用料が払われておるわけでございます。文書だけ、本だけではないといふことはおかしいのではないかと。翻訳物といへども、その翻訳物の利用によつて得られるのは、翻訳されたことを通じて得られるところのその原著者の思想、感情でございますから、そういうものを利用する以上は、それに著作権が認められる以上は、その著作権者の権利を尊重する必要があります。こういうような考え方に立つたわけでございます。しかしながら、先ほど大臣からもお話ございましたように、現在まだ二

○坂田國務大臣 間違えますといけませんから……。

○安達政府委員 大臣に限らず、いずれの人の演説といえども、これは第十條の一号で「小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物」ということで、当然著作物になるわけでございますが、大臣のような方でございますと、政治上の演説をなさることが多いわけでございます。それは四十條で「公開して行なわれた政治上の演説又は陳述及び裁判手続における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができ。」したがって、大臣が坂田道太著作集としてお出しになる場合は坂田さんに著作権があるわけでございますが、これを他の者が坂田大臣の演説だとしてこれを利用してよろしいということとは、この四十條で許されておる、こういうことでござい

ます。

○麻生委員 そうすると、テープを持っていつて大臣の演説を全部聞いて、それをよそで発表しても差しつかえないのですか。

○安達政府委員 政治上の演説であれば、それはこの四十條で自由になるわけでございますが、大臣が文学的なお話をもしなさいますと、それは口述権といえますか、著作権として定めました口述権を侵害するということで、これは著作権侵害になるわけでございます。

○麻生委員 そうすると、政治上の演説を政治学上の演説とは、どう違うのですか。

○安達政府委員 政治上の演説と申しますのは、一般に現在の法律では政談演説というようにことばで言っておるわけでございますが、政治学者が全く学術的な立場におきまして、ある政党派の支持または反対ということを離れ、あるいは政治上の目的以外の立場で学術的な演説をなさる場合は、これは保護の対象になるわけでございますけれども、一般に、常識的にいつてこれは政治上の演説であるというような場合においては、四十條によつて自由になる、こういうことでございます。

○麻生委員 そうすると、政治上の演説が学術上の演説かの相違というのには、公開された政談演説会場であるかどうかということが重要な判断の要素になる、こういうわけですか。

○安達政府委員 四十條に書いてございますように、公開して行なわれたということでございますから、公開されない場所において、公開されない状況において行なわれた政治上の演説は、この自由にはならないということでございます。

○麻生委員 その公開する、しないということとは、たとえば一般の講演会の場合、一般の演説会の場合、政談演説会ではなくて、たとえば主催者が学術団体であるとかあるいはいろいろ別な団体である場合、公開して演説会、講演会が持たれますね。その場合はどうですか。

○安達政府委員 通常傍聴が許されると、一般の入場が許されるわけであります。あるいは放送される場合、あるいは報道関係者の入場が許されるような場合、こういうような場合は、一般に公開と解していいのではないかと思います。

○麻生委員 そうすると、いま次長の言われたような場合は、全部著作権は及ばなくなるというわけですか。

○安達政府委員 二つあるわけでございまして、まず公開して行なわれた政治上の演説ということでありまして、この自由になるのは、公開した場所で行なわれることが一つと、その演説内容自体が政治上のものであるということでありまして、したがって、かりに公開した場所でも、政治学的な、政治学上の講演会であれば、この四十條は働かない、こういうことでございます。

○麻生委員 その政治上の演説であるかどうかという判断の基準は、昨今ではなかなかむずかしくなつてきているのですよ。われわれが講演を依頼された場合でも、それが政治上の演説であるかあるいは一般の講演であるかという認定は、非常にむずかしくなつてきております。だから、明確に言うならば、政党が主催をする演説会——国会の中のことは別ですよ。そうじゃなくて、政党が主

催をする演説会の場合、これは明らかに政治上の演説であると解していいんだが、そうじゃない団体主催をする場合でも、公開してあるからという理由でその限定を加えてしまうと、あとで非常にトラブルが起る場合がありますね。そういう場合の判断、これは裁判にゆだねる以外にないといえればそれきりですけれども、なかなかむずかしい点があります。こういう点については、この問題点の中には指摘されなかつたようですけれども、今後特にわれわれ自身に関係がある問題です、われわれ自身が演説して歩くわけですから。

それからも一つは、講演と演説というものの差別、これも現実においては非常にむずかしいわけでありまして、たとえば国際条約の中では、講演と演説と明確に分けて記載してあるはずですが、ところが、この本案では講演が省かれていて、これは講演であるか、政治上の演説であるかという判断というのには、今後ともなかなかしにくくなつてくる。もうでかい声を張り上げてやるのが演説で、対話調でやるのが講演であるというわけにもいかなないので、これも将来なかなか問題が起こつてくる点だということを一つ指摘しておきます。

それからもう一つ、公開されざる特殊な人たち、つまり私なら私が特定な人たちだけを招いて講演をした場合、その講演は当然著作権が及びますね。

○安達政府委員 公開しない特定な人に限局された場所において行なわれれば、それは著作権上の、こういう制限を受けないということになると思ひます。

○麻生委員 その場合は、多少政治的な発言が入つても、それはあなたの言われるとおりになりますね。

○安達政府委員 非公開の場合においては、こういう制限はございません。

○麻生委員 そうすると、私なら私が特定な人たちを対象にして講演をした。その講演をした内容がテープで録音をされて他の新聞に発表されたというような場合には、それは著作権の侵害が及ぶのじゃないですか。

○安達政府委員 この法案によれば、当然そうでございます。

○麻生委員 それ以上私はここでその問題には触れませんが、大臣、昨今とかくやたらに、どこかで演説したやつがすぐテープにとられて、すぐ次の日にはどこかの新聞に発表されるといふケースが多いのですよ。これはやはり著作権上の問題からも、ゆゆしき問題だと私は思う。この種のことが平然と行なわれてくるということになりますと、われわれはそうむやみやたらに発言できないという、表現の自由さえ逆に脅かされてくる可能性がある。現に一つの事実として、某政党的某議員が特定の集会において発言をしたことが、テープに録音され、それが新聞に公開されている事実がある。これは、私は、いまの次長の答弁によれば、著作権の侵害になると判断している。しかし、いまだそれは論ぜられておらない。したがって、著作権を守る、出版権を守るということとは、同時に、その著作権をやたらめたらにいまのような形で政治上の演説であるという理由のもとだけで公開されてしまうという方向に流れてしまふと、これは逆説的に言うると、言論・出版の妨害に逆になんか影響を与えてくるという作用を持つております。そういう意味で、いまの点を将来検討すべきである。かりに公開上の場合であつたにしても、それがむやみにこの法律上の政治上の演説だと一方的に判断して、そのテープが公開されてしまつてから裁判を起こしても、これはおそいのだ、そういう面もありますので、私はこれは非常に慎重を要する問題だと判断をしております。そういう点について、大臣おられるうちに、大臣の所感をひとつお答え願ひます。

○坂田國務大臣 その点は、もう麻生さん御指摘のとおりでございます。やはりこの法案は、その著作権者を守るという精神でございます。また同時に、一面におきまして、言論の自由というものは、これは守つていかなければならないと思ひ

わけでございます。このわれわれの住む社会、つまり現憲法下におけるこの社会におきましては、あくまでもこの言論の自由というものが基盤にあつて社会生活が営まれておるわけで、そこに非常に意義があると私は考えておる次第でございます。十分その点については検討をいたしたいと思つております。慎重に取り扱いたいと考えております。

○麻生委員 それに関連する出版の自由、著作権の侵害等事例がありますが、私はきょうはこゝではそれを保留いたします。次の一般質問の機会でもあれば、その席でまたあらためて質問したいと思います。

そこでちよつと、これも一つの事例ですが、たとえば私が出版屋だしますね。私が出版屋で、一つの著書の出版の企画を立てます。その企画を立てたことに基いて、一切の調査費用その他私の出版社が出して、そして十人くらいの著作者に頼んで、その企画に基づいて一冊の本をつくる、そしてその著書を出版するという場合、著作権はどこにありますか。

○安達政府委員 通常一番大きく行なわれるのが、百科事典のようなものになるわけでございます。そうでない場合にも、たとえばいまおっしゃいました十人の人にそれぞれ頼んで、そして書いてもらつて本にするという場合に、それぞれの書いた部分については、それぞれの著者に著作権がございます。それから、それにほかの誰か一人編集者があつて、編集をした人には編集の著作権があります。こういうのが原則でございます。しかし、その編集などを会社の者がやるというような場合で、その場合については、その編集著作権が会社のものになる。あるいは百科事典のような非常に大きなものになりますと、著作権を全部譲り受けて買い取り原稿にするというような場合、そういう場合には、その各部の著作権も、また全体の著作権も、また契約によつて出版社に譲渡されるということもあり得るかと思ひます。

○麻生委員 大体私も、いまの次長の判断でいい

と思ひます。ところが、映画の場合もそうです。ね。映画の場合というのは、会社が企画します。ね。その企画に基づいて監督、つまりこれは出版という場合の編集者です。監督をきめて、その監督のもとにいろいろな舞台照明であるとか、あるいは脚本であるとか、演出であるとか、いろいろな人たちの手をかりて映画を製作するわけですね。それで、そうすると、当然著作権は、いまあなたの出版の場合と同じ考え方の上に立つなら、著作権は本来的に編集者を中心とした各部門に分かれる人たちが持つということになるのは、これはあたりまえじゃないですか。

○安達政府委員 映画の場合は、非常に多数の者が参加いたしましたので、どの部分はだれがやったんだということが、必ずしも実際問題としては明確にならない場合が非常に多いわけでありまして、カメラマンは、確かに写真をとるのと同じような形においてとつたんだ。しかし、そのカメラマンに対してある程度の監督が指示をした。あるいはカメラマンが、実は監督に対してこうしたほうがいいですよと言つてやつたような場合があり得るわけでございます。それから、どういふ映画をつくらうかという、先ほどおっしゃいました本屋と同じような立場でありますその映画会社と製作者、プロデューサー、プロデューサーという用語がありますが、メーカーがその映画をつくらうとして考えた。そして、こういうアイデアでこういうふうにするもの、こういうことで、大体のそのつくり方とするもの、こういうふうなもの、一応会社なりメーカーが発意をしてやるわけでございます。そして、その映画についての責任というか、何々会社作品、松竹作品なら松竹作品というふうなことで、精神的にもあるいは経済的にも会社なりメーカーが責任を負う。こういうふうな関係においてつくられる著作物である。しかも、本の場合でございますと、翻訳は、その原稿をもらつて本にするというところで、映画の場合は、そのものが経済的な商品としてつくられる。こういうふうな点で、一般の本のように、

原稿をもらつてただ印刷して出すとは違つたところの、その製作行為自体が同時に創作行為である。創作行為と製作とがうらはらになつてゐる。うらな、そういうふうなものである。そういう非常に特異性を持つてゐるということを御了承願ひたいわけでありまして。

そこで、一体、映画の著作権をだれにするか。それから映画の著作権をだれに帰属させるかという問題は、いろいろな考え方があるかと思ひます。先生のようには、監督だけが本来その著作物で、あとはその助手をしたにすぎないのだという言い方も……(麻生委員「私はそんなことを言つていない。」「と呼ぶ)いや、そういう言い方もありましようし……(麻生委員「そんなことは言つたら速記に載るから困る。」「と呼ぶ)あるいは、それぞれの共同にした著作物であるというふうな考え方もあるかと思ひます。あるいはそういうやなくて、その映画の著作者は、むしろその映画のメーカーである、メーカー自身が著作者であるというふうな考え方もある、あり得るところでございませう。そこで、あとはこれをどういふふうにするか、その国の映画の実態に即するかという、一種の政策的な判断等にもかかわる問題でござい

ます。そこで、この法案におきましては、やはり先生おっしゃいましたように、つくつたのは、創作したのは、それぞれその監督なり、カメラマンなり、美術監督なりであるはずだ。したがつて、そういう意味においての著作者である以上は、その著作人格権、著作者であるところから当然生ずるところの人格権といふものは、これはそれぞれ著作者に与えなければならぬ。しかし、著作権といふ経済的な利用権といふものをだれに与えるかという問題は、別個な問題として、特に映画の場合には、その映画の需要という一需要というところ、その映画会社の問題じゃなくて、映画を見る国民という立場に立つて、映画が見られやすくするといふ観点に立ちますと、その権利を集中したほうがよろしい。だからに行けば、すぐそこ

で片がつくようにすべきであるということから、そこで映画製作者に権利を集中させるというものが、一般的な考え方でございます。諸外国においては、映画の製作者を著作者であり、著作権者であるとしてゐるところもございまして、著作者からその権利を譲渡されたものと推定するといふような制度をとつてゐるところもございませうし、あるいはそういうことをやめて、映画の製作者、メーカーが映画の著作権者である。著作者はそれぞれ出演者であるけれども、著作権を持つてゐるのは製作者だといふようなきめ方をしている国もあるわけでございます。現在の映画の実態からいいますと、この法案のように、著作者はそれぞれ監督等の創作をした人である。その人には人格権を与える。しかし、経済的な利用権としての著作権は、映画製作者に帰属させる、こういうことが、現在の段階における映画製作の実態に最も適合し、また、映画の流通を円滑にする趣旨にかなうのではないかと、こゝで、こゝでいふような方法がとられた、こゝでいふことでございます。

○麻生委員 いま、この法案の立場に立つての、次長、あなたのお考え方はわかります。だけれども、私が言つてゐるのは、何も監督だけを著作者にしろといふようなことを言つてゐるんじゃない。それから、非常に複雑だ、著書のようにはっきりしないといふけれども、映画をあらんになつてわかるように、あそこに出演してゐる俳優、それからその他のものは、全部名前が出てゐる。映画の場合は一目瞭然です。それだけのものの総合著作物なんです、映画といふものは。だから、その総合著作物であるという立場を認めるなら、その総合著作物の焦点を監督なり監督に置くといふことだけにはしなさい。だから、やはり著作権といふものは、思想、感情の表現をしたことですから、それを保護するんだから、それらの人に人格権だけ与えて著作権を与えないといふのは、それは全く何にも実質のない名譽だけを与えて、中身はみんな会社がつちやうといふことなんです、人格権を与えるなんていうていさいの

いいことを言うけれども。この一番大事なこと
は、これは要するに、著作権というものは財産権
です。財産権を抜きにしたら、著作権なんてい
うものは無にひとしいものである。著作権とい
うのは財産権である。しかし、財産権だけではない
のだ。一番最初に私が大臣に御質問したように、
憲法上の表現の自由、そこから出てくる人格権を
同時に与えるということになる。これを分離し
ちゃって、人格権だけは認めてやるが、財産権は
おまえたちのものじゃないぞというの、全く著
作権法の精神に反する。私はそう思う。精神にお
いてですよ。だから、いま次長の言われた中で私
は最も妥当な処置をとるとするなら、どんなに譲
歩しても、最小限著作権というものは、本来監督
以下、思想、感情の表現をしたものの総合著作物
であることを認めると同時に、契約に基づいて、
その著作権が会社側、製作者側に譲渡されたもの
と認めるのではなくて、事実上譲渡した場合に
は、その著作権が会社のものになる。そこに合意
がなければ、つまり双方の合意がなければ、著作
権は一方的に製作者のものにはなり得ないんだと
いう精神が出てなければ、これはなかなかこの法
律どおりにストレートに製作者に著作権を与え
ちゃうということには、私は非常に疑義を持つ。
もう一度大臣、御答弁……

○安達政府委員 ただいまお述べになりました考
え方も、まことに十分りっぱな御見解だと思われ
てございまして、そういうたまたまのものと譲
渡したものとの推定するという制度をとっている国
もあるわけでございます。ただ、映画の場合に、
たとえ監督等は、その映画をつくるときに、映
画の監督を引き受けるかどうかという、そこに引
き受けるときのチャンスがあるわけですが、そのと
きには、当然引き受ける場合には、こういう条件
でという条件をはっきり出すことができる。これ
は先ほど大臣から御答弁ございましたように、参
加する契約をする、あるいは参加を約束する、そ
の場合には、参加契約において、あるいは他の形
において、著作権の行使についてこういう条件と

いうことをつけるわけです。たとえば海外へ配
給する場合にこういう金をもらいたいとかとい
うことができるわけでございますから、そういう
際において、かりに「帰属する」といたしまして
も、そのような形において経済的利益を保障する
チャンスがあるというようにすることに着目すれば、
こういう制度も考えられるのではないかといい
てございまして、しかしながら、先ほど大臣も
おっしゃいましたように、今後の映画のあり方、
映画会社のあり方とか、あるいは映画の使われ
方、そういうような点を考えますと、やはりこ
の問題は重要問題として将来にわたって検討を続
けていかなければならない問題である、かように
考えておるところでございます。

○八木委員長 山中吾郎君。

○山中(吾)委員 ごく簡単に、写真の保護期間に
ついて、小林委員の大臣への質問に関して念を押
したいので、お尋ねします。

写真の保護期間については、先ほど、写真も
りっぱな著作物であることはもとよりであり、こ
の保護期間をいわゆる死後起算とすることも相当
な理由がある、妥当なお答えがあったわけであ
ります。このことは、いままでの審議の中で、写
真は他の創作物と違つて、機械が入るから質が違
うんだという素朴なお考えがある人もあり、十分
に写真の芸術性というものを認識を深めていな
い者もある、念を押しておきたいのですが、芸
術写真その他も含んでありますから、その意味に
おいては他の創作物と何ら差別すべきものでない
ので、思想としては、死後五十年というのを差別
せず考えるべきものであると思うのですが、この
点について、文部大臣の御意見を聞いておきたい
と思います。

○坂田国務大臣 芸術写真につきましては、精神
としましては、やはり一般の著作物と異なること
ろではなくて、死後五十年という考え方もあろう
かと思ひます。この点につきましては、今後十分
国民の認識を見きわめつつ、いま申しました趣旨
で前向きに検討したいと思ひます。

○山中(吾)委員 次に、先ほど御答弁になった場
合に、「写真に対する国民の認識といったものを
考えつつ、これらの課題とあわせてさらに検討を
加えてまいりたいと存じます。」これも前向きに
妥当なお答えがあったのでありますが、一言だけ
念を押してお聞きしておきたいのですが、写真に
対する国民の認識が、この法律が施行されるに
従つて、それに深まることに比例して、前向きで
これを死後五十年の方向に向かつて検討されると
いう意味と受け取ったのですが、間違ひござい
ませんか。

○坂田国務大臣 それは必ずしもそう限定できな
いので、やはりそういう考え方もあるということ
を含めて、十分慎重に検討したいというふうに思
ひます。

○山中(吾)委員 それじゃちよつと、芸術写真と
いうものについては、精神については、思想とし
て死後五十年というのは他の創作物と差別すべき
ものでないという思想を持つておられるのですか
ら、ただ、いまそういうものについて、ニュース
写真とか無記名写真のものもあり、なかなか区別
がむずかしい、それから国民の認識というものも
深まつていないのだというので、これからの課題
として検討するということですから、ニュース写
真、無記名写真は私に言っているのじゃないので
す、芸術写真に対する国民の認識が深まるという
こと、それを法律の施行につれて深まつてきたと
きに検討するというのは、死後五十年を検討する
という意味ではないのかとお聞きしたのです。そ
れはそれとちよつとちよつとちよつとちよつと

○坂田国務大臣 その点につきましては、前向き
にひとつ検討したいと思つております。

○麻生委員 いまの写真のことについてのやりと
りですけれども、大臣いま前向きに前向きにとい
うことで逃げて、前向きに行つてしまひましたけ
れども、文化庁長官、いまの写真のことですよ、
私はやはりきわめて近い将来に——写真だけ差別
するということとは好ましくないと思うのです。こ
れは事実上、公開してからという表現は、法律の

上でいろいろ規定していますけれども、いつ公開
したかということとをさかのぼつてせんざくしてい
くというの、芸術家の場合に非常にむずかしい
ですよ。それをいつ公開したものかのみならずとい
うことで、まず必ずトラブルが起るのです。だ
から、やはりそこをいつでも著作権の場合は死後
と、こう出てくるわけですね。いつ死んだかとい
うことは、これはもう議論する余地はない問題に
なつてきますから、公開したことということにな
ると、たとえば写真をとつてそれを自分のうちに
人に見せた場合が公開になるか、人を呼んで見せ
た場合に公開になるか、あるいは展覧会に出した
ときが公開になるのか、その判断がなかなかむず
かしいし、いつ公開したかということとをさかの
ぼつて調べるということも、きわめて容易じゃな
い問題になります。だから、これはきわめて近い
将来に写真の問題は解決したほうがいいし、い
ま山中委員が発言されたような方向で、そうい
うふうに思ひます。文化庁長官、もう一度長官
のお考えを……

○今政府委員 写真の問題は、映画の問題ととも
に非常にむずかしい問題で、映画の著作者の構成
要素が非常に多いというようなことと同じよう
に、また写真のほうも、芸術写真あり、報道写真
あり、記録写真あり、まあいろいろと写真でも展覧
会に出たものは、これは公表された著作物とみな
すのでありますから、非常に多いので、これも私
は非常に研究の余地がある問題だと思ひまして、
今後それこそ前向きに研究していきたい、そうい
うふうに思つております。

○安達政府委員 ただいま公表の時期の問題がご
ざいまして、これは第四条に、著作物が発行さ
れ、または「上演、演奏、放送、有線放送、口
述、展示若しくは上映の方法で公衆に提示され
た場合」ということをいつておるわけでございます
から、これで書物になつて発行されたか、あるいは
展覧会等において相当数の人に、公衆に提供さ
れたかどうかというところで判断されたいと思ひ
ます。

○麻生委員 それでは次長、あなたそれで解決ついたらよいと思つてゐるのだけれども、一枚の写真をごと取り出して、これはいつ公表されたか調査してこいといわれて、調査できないですよ、なかなかそんなもの。出版物であるとか映画であるとかいふものなら、いつ公表されたかという記録は比較的容易に入手できるのです。しかし、この本の中に入つてゐる一枚の写真を取り上げてきて、この写真がいつ公表されたか調べてこいといふ、あなたすぐ調べられますか。たいへんなことなんです、それは調べるだけで。

○安達政府委員 現在は、写真で無記名のものが相当数あるわけでありまして。こういう場合は、無名、変名という場合は、公表時計算でいかにざるを得ない。そうすると、結局はその写つてゐるところから、写つてゐる被写体というようなものから判断をしていくというふうなこともつて運用をしてゐるわけでありまして、したがつて、これが一体だれだかというのを調べた場合に、これはだれのものだかというのを調べることもこれまで非常にむずかしいやうでございます。

（委員長退席、河野（洋）委員長代理着席）
ですから、むずかしさからいふといずれもむずかしいのでございますが、今後はやはり写真家の写真著作権を管理するやうなそういう団体ができまして、そこへ行けば大体この写真はどのだれのものだかというやうなことが望ましいのじゃないか、私もそれは考へております。

○麻生委員 それはたいへんだ。いま長官が言つたやうに、つまりアマチュア写真だつて著作権は及ぶのですよ。つまり私がとつたフィルム全部に著作権が及ぶのですよ、芸術的にとつたと主張すれば。だから、写真というものは無数にできるのだ。それをあなたがいふやうに全部集めて、コンピュータで、この写真はだれのだつてばつと答えが出てくるやうなシステムをつくるのといふたら、国家予算が幾らあつたつて足りるものじゃないですよ。写真であるから、公開といふことのせ

んさくが非常にむずかしい。むしろ私をして言わしむるならば、死後三十年なら死後三十年としたほうが、ずつとはつきりするので、写真の場合には、死後以外にないのです、この種のものは。それならば、その本人が生きてゐるか死んでゐるかを戸籍上で調べればすぐわかるのです。だから、どうしても期限の点において五十年が長過ぎる、まだそこまでいつていないといふなら、これははつきり死後三十年と改めるべきなんだ、ほんとうは。私の主張をして言わしむるなら、実質的には同じことなんです。

（河野（洋）委員長代理退席、委員長着席）
百年も生きる人はいないので、生後十歳になつて写真ととり始めて、六十歳まで写真ととり続けて、五十年ですよ。それでしよう。その五十年間において、いつそれが公表されたかということとをそんなばかげたシステムを使つて調べ上げてゐるよりは、それならいつ死後二十年なら二十年、三十年なら三十年、結果的には実質同じじゃないですか。そういう答弁をされてゐると、私は改正を要求したくなるのだ。だから、それは容易じゃないのです。その容易じゃないことをあなたは認めなければだめです。事実上法律にこう書いてあるから、もうこれははつきりしてゐますよ。これはそんな簡単なものじゃないです。

○安達政府委員 死後起算というの十分首肯できる考え方であるといふことは、大臣も先ほど来申し上げてゐるところでございます。ただその場合に、写真の区別の問題とか、写真の場合は無名、変名のものが非常に多いわけですね、その場合の問題もございまして、それから、そういうことはやはり総合的に考へて、そして写真が容易にできる方法——それは全国民一億みんながとつた写真といふことになればたいへんでございますけれども、やはり通常使われる写真というものはおのづから限定された人でございまして、そういうやうなところで権利が処理されるというやうなことができてくると、やはりこの権利処理の面

におきましても、非常に便利になるというやうなこともあるかと思ひまして、いづれにいたしましても、先ほど長官からも話がございましたやうに、この問題は非常にむずかしいところでございますので、今後よく検討させていただきます、こゝういふことでございます。

○麻生委員 押しくらまんじゅうみたいなものですからね。次長、あなただつてそれでしよう。死後二十年としたほうがずつと扱いやすいでしょう。死後二十年というの、生存六十年を入れて八十年ですよ。公開後二十五年とか三十年というよりかずつと扱いやすい。だから私は、これはいまだなにかおつしやつておられたけれども、そういう非常に複雑なことがあるので、各国ともすべの基準は死後という方向に動いてゐるわけですよ。それを写真だけこういふやうにしていくといふのは、特に写真の性格から見ても非常に複雑である、トラブルのもとになるということですよ。だけれども、いろいろ話し合ひも進んでおりまして、改正の意思がなかなか出てこないやうですけれども、委員長、これは文化庁長官にもお願いしたいのですけれども、私はこの法案の審議にあたりまして、政府側としては一字一句修正したくないといふ気持ちばかりあります。また一句でも修正すればあちこち修正が出てくるだらうという懸念で成立が危ぶまれるといふこともありますけれども、この著作権の問題の審議、私自身はしばしば他の委員会とかから合つたために出席できなかった場合もありましたけれども、煮詰めてみると、問題点といふのはだれが見ても同じものです。これは与党の議員さんが見たつてわれわれが見たつてなるほどそうだと思はれるのは、与党の議員さんだつていまの死後のほうが判断しやすいといふのは同じだと思ふんだ。イデオロギーの問題じゃないのだから、そういう意見が大勢を占めたら、フェアにやはり修正に依じていけるやうな委員会にしなければ、政府・与党が出したものは一字一句修正しない、させないといふかまえてなれば、われわれの数が少ないからこれで通りますよ。私は、や

はり委員会の審議というものはそうじゃないと思う。原案として政府が出したもので、与野党一致して、だれが考へても常識的にこの点は直したほうがいいと思ふ点があれば、いまのように公開後何年にするよりか、死後何年にしたほうがいいという、これは常識ですよ。それは実質変わりないのだから。まだ写真を五十年とするのがいかぬという議論もあることはあるのだから、それなら死後二十年、こうしたほうがずつと合理的に処理できるといふ判断に立てば、私はやはり修正してもらいたいのです。だから、そういう雰囲気は委員会にしてみたい。ところが、とにかく一字一句でも修正はしちや困る。したがつて、与党の議員さんは、心の中ではなるほど麻生の言ひとおりにだと思つてゐるけれども、いさか合はなつてせうじ詰ると、まあいつ修正はかんべんしてくれ、これじゃ何のために委員会の審議をしてゐるかわからぬですよ。与党も三百名をおとりになつたのだから、そうむづかしいことではないのですから、与党の議員さんもあるほどと思ふところがあるれば、何もメンツとかなんとなしに、やはり自由に修正すべき点は修正する。これだけみんなのいい知恵が集まるのですから、そのみんなの知恵が生かされないやうな法案審議のあり方というのは、私は好ましくないと思ふ。そういう点を特に委員長に要望いたしまして、私の質疑は終わります。

○八木委員長 午後四時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後三時三十五分休憩

午後四時五十分開議

○八木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

著作権法案について質疑を続行いたします。山原健二郎君

○山原委員 この法案についてであります。一定の形で著作権者の要求が反映をしてゐると私も

思います。しかし、もろ手をあげて賛成をするという気持ちにもならない点があることは、先ほどからの質問の中でも明らかだと思ひます。それは、特にこの前の質問のときに第一案、第三十三案を主として、基本的な問題について質問をいたしましたわけですが、特に参考人が出られまして、その中で、たとえば日本芸能実演家団体協議会の紙恭輔氏から、既得権の侵害ではないかという問題なども出ておりますし、また映画監督協会の大島さんのほうから、二十九条についての問題も出ています。さらに写真家協会の渡辺さんであつたと思ひますが、写真芸術に対する差別的な取り扱いをするという問題なども出てくるわけですが、神さまのつくった法案ではないわけで、そういう意味では、当然これらの取り上げるべき声というものは法案の中に織り込むべきではないかという考え方を保持しているわけで、そういう意味での配慮というものは非常に大事になつてきていると思ひますので、最初にそのことについて、質問ではなく、強い要請として申し上げておきたいと思ひます。

その次に私は、特に音楽著作権問題につきまして質問をするわけでありますが、これは昭和四十二年の七月十九日の第五十五回国会における文教委員会の唐橋委員の質問に出ている問題であります。日本音楽著作権協会におけるさまざまな不正問題などが出ておるわけで、議事録を見ますと、安達次長が答弁をいたしておりますけれども、十分な資料がないということ、また警察庁に資料が納められておるという点から、十分な議論になつていないと思ひます。このことに関して、あれだけの大きな問題でございますし、かなり問題を含んでおる部門のことでございますから、これについて、まず最初に音楽著作権に関する徴収方法ですね、プランケット方式といわれておるようでありますが、これはこれ以外に方法がないのか。あるいはこれにつきましても、諸外国におきましては、コンピュータを使

う等のかなり科学的な処理をしておるというふうな聞くわけですが、ここに一つの落とし穴があるのではないかと思ひますが、この点について安達次長の答弁をお願いしたいと思ひます。

さらに、この事件に関して、その後どのような調査をされ、またどのような指導をなさつたのかという点が第二点です。

そうして第三点は、どうしてこうした不正事件が起こつたかという問題について、明らかにしたいだきたい。

○安達政府委員 まず第一番目に、音楽著作権協会の音楽の著作権の使用料の徴収方法についてお尋ねがございました。現在大きく分けて、放送の分野、社交場の分野、それから演奏会の分野と三つほどになるわけでございます。放送の場合におきましては、放送局との間におきましては、一曲単位におきましてその徴収をする、こういうことになつておるわけでございます。そのために協会にモニターというような形で、またそれぞれの放送局においても、その著作者、著作権者等を明らかにするといふような形でやつておるわけでございます。これにつきましては、世界の国々は、現在はいまだ放送局との間におきましても、プランケット契約でその放送局の収入の何%、電波料収入の何%というようなやり方をしておるわけでございます。現在のところ、日本ではなお一曲単位で徴収するといふ形をとつておるわけでございます。それからもう一つ、演奏会の場合等におきましては、それぞれ使用される曲目等が明らかでございますので、それぞれ曲ごとに徴収しております。もう一つ第三のグループの社交場関係でございますが、これは全国にたくさんある社交場で、使つた曲はどの曲であるといふことを一々詳細に帳面に付けておきまして、そしてそれに応じて金額を取るといふことは、事実上非常にむづかしいでございます。それで徴収の段階におきましては、それぞれの社交場との間におきまして月ぎめで幾ら、あるいは年間ぎめで幾らというように形にお

きまして契約をする。これがいま先生から御指摘のあつたプランケット契約と称するものでございます。こういう方式は、諸外国におきましてもすべて社交場との関係においてはこういう方式でやつておるわけでございます。

ところで、一体どういう曲が使われたというところが基礎になつて徴収したものを分配しなければいけないわけでございまして、だれにどの程度の金を与えるかということが問題になるわけでございます。しかも実際には、どの曲を使つたという証拠等を調べるのはなかなか困難である。そこで考え出されたのが、サンプル調査によりまして年間四回、四半期ごとに二百軒ほどの社交場を選びまして、数学上の根拠に基づきましてサンプル調査をいたしまして、そこで一体どのような曲がどの程度使われるかといふことを調査いたしました。それによりまして、その曲がどの程度使われるかといふことが数学的に出てまいるわけでございます。したがって、徴収しましたそのものを現在行なわれておる方式で分配するといふことが音楽著作権協会は、単に日本の音楽の権利者だけの権利ではなくて、諸外国ほとんどの国からの権利の委託を受けておるわけでございます。その徴収方法につきましては、どの国もそれについて文句を言っていない、こういう方式によらざるを得ないといふことで、特に異議はございません。で、こういうプランケット契約による方式で徴収して、プランケットで徴収したものに付しましては、サンプル調査によつて使用度をはかり、それによつて分配するといふ制度につきましては、特にいまのところは異議が出ていない、こういう段階でございます。

それから第二番目の音楽著作権協会の内紛の問題でございます。これは昭和三十九年の秋に会長選挙をめぐりまして内紛を生じたわけでございます。これは一面におきましてはその当時の、旧来の執行部におきましての経理上について問題があるといふことが一つございました。それから

一つ一つの面は、そういう会長選挙その他の問題が起りまして、恐喝事件があつた、こういう二つの事件が錯綜して、双方が告訴合戦をするといふような事態を生じたわけでございます。

そこで旧執行役員の裏経理、いわゆる昭和三十四年度から昭和三十八年度までの五年間にわたつて、収支予算決算にあらわれない、いわゆる特別会計といひます。裏経理が行なわれたといふことが判明をいたしましたわけでございます。この点につきましては、われわれはやはり十分事態を明らかにして、正すべきものは正すべきである、こういう方針をとつたわけでございまして、その方針のもとに、音楽著作権協会から旧執行役員に対してまして、それらの裏経理によつてなされたところの経理に対する返還請求の訴えが出された。それらにつきましては昭和四十二年に和解が成立いたしました。その結果、旧役員から三千二百五十万円といふものについては返還すべきであるといふことで、それらの金がこの音楽著作権協会のほうに返還されたわけでございます。したがって、このいわゆる裏経理の問題につきましては、そういうことで片がついたといふことになつておるわけでございます。

それからもう一つ、恐喝事件につきましては、現在裁判所においてこの審理が係属中である、こういう状況になつておるわけでございます。

こういうような音楽著作権協会の内紛なり経理上の不始末の点につきましては、私どもとしては今後この監督を厳重にして今後かかるといふこと、再三にわたつておるいろいろな調査を行ない、その後の状況等につきましても、十分監督をいたしておるつもりでございます。それから昭和四十年に新しく執行部の全面的交代がありまして、現在の新執行部のもとにおきまして、現在のところは、現在の段階におきましては、音楽著作権協会は評議員会等も強化いたしました。その音楽著作権協会の運営を民主的にすると同時に、その事務の適正化が行なわれるように行なわれてお

るわけでありませう。しかしながら、私どももいたしまして、著作権の仲介業務に関する規定によりまして文化庁長官は監督権がございますので、これに依りて適切な監督を今後とも十分加えてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○山原委員 この経理上の不正問題というのは、私の聞くところによりますと、いまあなたの言われた裁判の記録も読ませていただいたのでありますけれども、数億に達する、あるいは三億ともいわれる、そしてまた一億数千ともいわれる、いわゆる刷新委員会の経理専門員でありました深町輝明会計士補の調査によりまして、そういう数字も出ているわけですね。そして九千二百三十七万という、そういう金額も出てくるわけで、それに対して、東京地方検察庁の調査によりますとその金額が減っておりますけれども、少なくとも三千二百五十万というものを返還しなければならぬという不正部分のはっきりしてきたわけですね。この三千二百五十万は、いま次長も言われたわけですが、この金額は現在返還をされて、しかもそれがどういふふうに配分をされているかわかりませう。

○安達政府委員 旧役員から返還されました三千二百五十万円の扱いにつきましては、今後理事会その他で慎重に検討の上その措置をきめるということで、その措置がきまるまでは、定款の規定に従い、理事会の決定により定期預金にして保管いたしてございます。

○山原委員 この三千二百五十万というのは、これは非常に控え目といえますが、非常に少なくされた金額で、他は不明であるというのが、東京地方検察庁の見解なんですね。だから、非常に不明朗な内容があったということ、これはどなたがお考えになつてもわからないと思ひますし、さらに監督官庁としての文部省の問題ですけれども、これはこの数年間にわたつてなぜこのような放置がなされたか、私は非常に疑問に思ふわけで、特に文部省は、著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律及

び同法の施行規則によりまして、監督官庁であるわけでありませう。しかも臨検まで行なうことのできる権限を持つておる官庁であつて、この数年にわたつてどうしてこういう状態に置いたのかという点で調べてみますと、文部省の役人との間に非常に金品の授受が行なわれておるといふことで、その金額についても、はっきりはわかりませんが、けれども、最初百二十万といわれておつた。それが次長の前の答弁では七十万、最後には七十二万何がしという金額だと思ふのですが、これはあなたの答弁によりますと、非常に儀礼的なつき合ひ的な金額であるといふふうな答弁が前になされてい

るわけですね。私の調査では、ここに資料もその後出ておりますが、この文教委員会が質疑応答が行なわれた後においても出ておりますし、また文部省が協会に提出させました菊池豊三郎氏から文部省の社会教育局長蒲生芳郎氏に出された文書を読みまして、これは七十二万になつておりますけれども、しかし儀礼的なものとは思ひえないのです。この点は、現在も儀礼的なものだとお考えになつておりますか。

○安達政府委員 御了承願ひたいことがございます。一つは、三千二百五十万といふ数字でございますが、これは裁判長が和解案として出したものでございまして、裁判長の判断において三千二百五十万円が適当である、こう判断されたものであるといふことを御了承いただきたいと思います。

それから第二に、文部省の職員との間に金品の授受があつたといふお話でございますけれども、金品の授受といふようなことは一切ございませぬ。というよりは、実際問題といたしまして、最初出ました数字の中には、これはちよつと言ひにくいのでございませうけれども、文部省職員でない者が飲食したのも文部省職員が飲食したごとく帳簿につけてあつたといふような、要するにぬれぎぬを着たところも相当実際問題としてはあつたわけでございます。その何十万円というのが、五年間にわたつて、たとえば新旧課長がかわつ

たときに歓送迎会をやるとか、そういうようなものが中心でございます。しかしながら、そういう御指摘のような誤解を生ずるならば、そういうことはやはり慎むべきであるといふことで、その後はそういうことの一切ないやうにわれわれとしては十二分に戒心をいたしておるといふのが実際でございます。

それから第三番目に、監督上の問題につきましては、実は裏経理であつて、正式の帳簿に載つてなかつたわけでございますから、実は私どもでは不明でわからなかつた。その不明はわびなければいけないと思ふわけでございますけれども、その点はわれわれとしても遺憾であつたと思ふわけでございます。その問題が起りましたから、私もといひましては、いろいろな状況を調査し、今後の運営に遺憾のないやうに、経理上の処理等につきましても十分な監督を加えるといふようなことをいたしてきただけでございますが、ただ一つは、こういう団体の内紛の問題等がございまして、たので、こういう問題は自主的に内部的な処理をすることが第一原則でございます。こちらが内部に入つてその渦中に投ずるといふよりは、まずは協会自体の自主的解決をまちたいといふことで、そういう方向でこの評議員会も改選されまして、新しく組織された評議員会のもとで新しい執行部も選ばれてくる。こういう形でその著作権協会の運営は、現在においては健全に行なわれているものと確信いたしておるところでございます。

○山原委員 こまかいことを言うようですけれども、私はその簡単に思ひえない点があるわけですね。ここに協会から文部省に出された関係書類があるが、これは信憑性につきましては、非常に少な目に見積もつたものだと思ふのです。たとえば昭和三十五年には、文部大臣に対する贈答品とか、あるいは日時を言ひますと、四月十九日に文部大臣その他の懇談会、あるいは五月四日の著作権課長に対する病気の見舞い代とか、あるいは文部省会合費とか、あるいはまた再び見舞い代とか、あるいは著作権課に対する贈り物の代である

とかいふのが、連日のごとくずらつと並んでいるわけですね。しかもその容体を見ますと、なまやさしいものではないわけで、われわれの感覚ではちよつと想像がでない感覚だ。これを簡単なものだと言ひ文部省のあなたの答弁は、私はかなり感度が高つておるのではないかと思ふのです。接待の態様を見まして、たとえば贈答品あるいはせんべつ、これはあなたが言われた歓送迎会といふようなものになるかもしれないが、病氣見舞い、あるいは講師依頼、転任の記念品、それから接待費、折衝費、中元、おみやげ、こういう数費目にわたつて支出がなされておるので、これは簡単な儀礼的なものだと私は思ひませぬし、しかもほとんど料亭が使用されているわけで、たとえば赤坂、築地などの料亭、キャバレー、舞台は申し上げませぬけれども、小梅とかその他の料亭がずらりと並んでいるわけですね。そうすると、当時協会が求めておつたのは、旧法の三十条八号、これを何とかして削除してもらいたいといふので、三十・八といふ数字が至るところで出てくるわけですね。三十条八号の削除、これを文部省へ働きかけるためのそういう折衝費にお金が使われているわけですね。これはただことではないわけでございます。

いまして、それまでもたいしたことはないといひお考えに立つことが、私は文部省の姿勢の問題として究明をしなければならぬと考えるわけですが、この点について、当時文部大臣ではなかつたわけですが、文部大臣の所見をちよつと伺つておきたい。

○坂田国務大臣 私もただいま御指摘になつて初めて知つたやうなわけでございますが、そのようなことがもし行なわれておるとするならば、いやしくも文部省といたしましては、どう考えてみましても好ましいことではございませぬ。ことに、何らかの目的をもつて、それを助けるためにそのやうな会合を持つといふやうなことは、よくないといふやうな点につきましては、十分注意をしてまいりたいといふふうに思ひます。また、私とい

しましても、その間の事情をよく聴取をしてみたいと考えておるわけでございます。

○山原委員 一つの協会の問題ですからあまり詳しく申し上げたくないのですけれども、これはただ文部省だけでなく、国税庁に対しても行なわれているわけですね。それは、この協会に対して三百五十万の税金の徴収が行なわれたので、これを何とかして税金を課税されない団体にするという知恵を借りるために、国税庁の係官に對しても、東京国税局あるいは京橋税務署の係官に對しても、昭和三十五年から三十六年に至るまでひんぱんに金品の贈与、酒食の供応というところが重ねられておるわけでございまして、そういうような中で、この団体が課税対象にならない団体になつておるといふその結果は、私は非難するわけではございませんけれども、こういうような中で行なわれることは決して明らかなことではございませんし、さらにバー、キャバレー等を暴力団が経営しておるところから著作権法違反の問題が起るわけで、それに対して警察当局を導入する金品の授受、昭和三十八年八月五日から九月の五日まで、たつた一カ月の間に、私の計算では九万円以上の供応がなされておる、こういう状態なんです。

これは三つの官庁にわたつて申し上げたわけでありまして、これは綱紀の肅正の面から申しましても、私は非常に重大な問題だと考えておるわけでございまして、これはやはり官庁としてはつきりと姿勢を正すべき問題だと思つておる。こういうことが続くということになりますと、たいへんな問題でありますし、その被害は利用者にも及ぶわけで、さらに著作権者にもその被害は及ぶわけで、双方に迷惑をかけてくるわけですね。そういう意味で、これは今後の問題として再びかかることが起こらない対策というのは、嚴重に講ずる必要があると私は思いますので、そのことを申し上げたいと思つたのです。さらに、それに対する対策がなされたと言われ

ますけれども、私はそれは行なわれていないのではないかと思つたのです。たとえばそういうことが起る原因として私は数点問題を考へておるのですが、一つは、ブランケット方式というものは、これ以外には徴収方法はないように私も思ひます。しかし、それならブランケット方式というのは、特にバー、キャバレー等におきましては、どこでどれくらいレコードあるいは演奏がやられておるか分からないという問題もありませんので、徴収する金額が非常にわからない部分があるわけですね。配分についても困難な面があることは、わかるわけですね。これが一つの落とし穴になるわけですね。そうしますと、それを扱う協会そのものが相当嚴重な監査体制をつくり、あるいは協会そのものが徹底した民主化をされない、不正が起る苗床というものは依然として存在をする、こういうふうに考へるわけですね。その点について、どういふ体制をとられておるのかということが一つです。

もう一つは、こういう協会と文部省とのつながりですね。たとえば名前をあげて非常に恐縮ですが、けれども、菊池前常務理事の場合には、かつての文部次官でありましたし、もちろん文部省からそのまま行つたわけではないわけですね。今回常務理事省とのつながりはあるわけですね。今回常務理事として行かれた北岡健二さんにいたしまして、かつて文部省の調査局長でありましたから、そういうつながりというものが、監督官庁と指導を受ける機関との間に明確なものをなくしている。そこらあたりから非常に難然とする状態が出てくるのではないかと。こういう点は、明確にすべきではないかと思つたのです。これについて意見を聞きたいのです。

もう一つは、時間もあまりありませんから、菊池豊三郎さんのことを例に出しますと、この方は、かつては文部次官、そして次には協会の常務理事といたしまして、三十条八号の削除のために努力をされた。努力をされたけれども、その間に先ほど言いましたような不明な金が使われるとい

う事態があるわけですね。贈賄というものを、使用ならば、いわば贈賄側の人に当たる責任者だつた——本人がやつたかどうか知りませんよ。しかし、そういう席にやつたことは事実です。ところが、その方が依然として、そういう大問題が起つておるさなかにもかかわらず、著作権法の審議会の委員をやつておられたわけですね。審議会の委員を確かにやつておられたわけですが、間違ひであつたら指摘していただきたいのですが、その審議会の委員を菊池さんがやられて、そして答申が四十一年の四月に出たわけなんです。その答申が、悪いことばでいうならば、贈賄側の方が審議に参加して、そして答申が出てくる。事実今度の法案によりまして、九十五条で三十条八号の趣旨が生かされてくるわけですから、それはけつこうでありますけれども、そういう関係というのは、決して正しいものではないわけではございません。しかも当時、菊池さんの場合には不起訴になつたという点、しかも三千二百五十万の不正部分の一人の責任者であるという点から申しまして、こういう形で審議会が構成をされておるところに問題があるのではないかと、いふふうに考へるわけですね。この点についても、私の調査が誤りであれば指摘をしていただきたいのですが、御答弁をお願いします。

○安達政府委員 まず第一点は、御指摘のとおり、これは三十四年から三十八年に至る五年間にわたる問題でございまして、この間の事柄については、私も私どもはきわめて遺憾である、また文部省の關係がもしあつたというように、これはきわめて遺憾なことであるというところで、それ以降は一切そういうことがないというように極力注意をいたしておるといふことを御了承願ひたいのが、第一点でございまして。

こういう裏経理が行なわれる原因がブランケット契約にあるのではないかと御指摘でございしますが、これはブランケット契約と申しまして

も、それぞれの社交場との間に契約がございまして、そういう証書類もあるわけでございまして。したがういふことが生ずるのだという御指摘につきましては、われわれとしては首肯したいわけでは、そういう社交場等からの徴収につきましては、どの国もブランケット契約を結んでおるといふことでございまして。それからまたこの分配につきましては、協会員が現在のやり方について特別に異議を申し立てていない、こういう方法でけつこうだといふことで運営をされておるわけでございまして、したがういふ状態が生ずる原因をブランケット契約だとすることにございましては、先ほど申し上げましたように私どもとしては首肯したいと思つた次第でございまして。

それから文化庁なり文部省、当時文部省でございましたが、文部省といたしましては、その当時から終始この協会における自主的解決を一方では促しつつ、同時にあらゆる資料の提出を命じまして、必要な注意を喚起したところでございまして。なお、申しおくれましたが、最近におきましてこの徴収、分配に関する事務につきましては、ますます著作物利用の機会も多うございまして、最近におきましてはコンピュータを導入いたしましたし、それに監査部門を強化いたしましたし、これらの分配が合理的に、しかも適正に行なわれるように留意いたしておるところでございまして。

それから役員の問題でございしますが、菊池豊三郎さんが音楽著作権協会に参られました理由は、私も私も伺つておるところでは、当時の会長の西条八十さんと小学校時代からの親友でございまして、西条さんからぜひ来てくれという話があつて行かれたと伺つておりますので、文部省のほうからこういう人を採れというふうな關係ではなくて、個人的な關係においておいでになつたと私も伺つております。それから菊池豊三郎さんは、もちろん審議会の委員でございましてけれども、この問題が起こ

と同時に委員をおやめになりました。したがって、この答申が出される段階におきましては、菊池さんは委員ではございませんでした。

それから、北岡健二さんが現在音楽著作権協会の常務理事をしておられるわけでございますが、これは協会のほうで学識経験者として適当な人はいないかということで各方面さがされた結果、北岡さんが最も適任者であるという御判断の上で行かれたわけでございまして、文部省にいたしまして、文化庁にいたしまして、音楽著作権協会にいたしまして、文部省の人を入れて都合よくやるなどという意思は毛頭ございません。学識経験者として最も適当な人がつかれることが望ましいし、そのような運用が行なわれているものと考える次第でございます。

○山原委員 この問題は、協会はやはり発展をさせなければならぬ協会ですし、しかも最初に申しましたように、文部省が認めておる日本におけるただ一つの協会ですから、しかも千数十名という著作権者がこれによって生活されておるといふ問題でもあるわけで、そういう点ではこの協会を発展させなければならぬ。しかし、二度とこういう不正な問題を起こさせないということが大事です。ことに、外国との関係におきまして、問題になりましたジョイあるいはリコルデーという会社に対する支払いも、かつて四百四十五万の支払いがされたということで、調べてみると、当会社に対しては支払われていなかったという事実も明らかになっておるわけであります。これは国際信用の問題としても重要な問題だと思ふのです。さらに会計上の問題でも、たとえば一千万円の恐喝にあった金額、これも支出をされておりますけれども、これだつてキャバレー業者から集めた金額のうちの相当部分を入れて納めておる。また、私の界の高知放送なども払い戻し請求をしておるわけですが、高知放送に対する払い戻し、あれは六十万であつたか、これも他から集めてきた金を渡しておるということで、実際払い戻しにはなっていないわけですから、そういう会計上の

大規模式といひますが、非民主的な運営は、絶対に排除しなければならぬと思ふわけですから、また、いま言われましたけれども、私の調査では、菊池さんの問題は、この事件が起こつてからおやめになったと言われましたが、供応接待を受けた側の方がやはり審議会に入つておるといふこともお聞きをするわけであります。さらにもう一つの問題としては、現在の協会において公認会計士を入れるという問題も、そういうことで監視をきびしくしていくという、経理上の不正をなくするという方針だと思ひます。しかし、この事件のあつた当時の公認会計士の方が、現在も残つておるといふことも聞くわけであります。それは誤りであるかどうかわかりませんが、そういうこともお聞きするわけであります。ともかく、以上あわせて、ほんとうにこの協会に対する唯一の監督指導機関、しかもかなりの権限を持つておる文部省の姿勢というものは、この際はつきり正していただきたいわけで、重ねてそのことを申し上げるわけですから、そういうことによつてこの著作権法というものがほんとうに著作権者のために生きてくるわけでございます。そういう監視体制といひますか、そういうものがはたして十分なのか、あるいは諸外国に対する国際信用を失墜するやうなことは今後ないのかどうかといふことを、もう一回伺つておきたいのです。

○安達政府委員 過去においていろいろ遺憾なことがあつたことは、まことに遺憾なことでございます。ただ、現在外国の著作権団体は日本の音楽著作権協会をどのように見ておるかといふことが私も気になります。国際会議に行くたびにいろいろ外国の著作権団体の人に会うわけでございます。非常に日本はよくやつてくれているといふことをいつも聞くわけでございます。そういう意味におきましては、現在におきましては音楽著作権協会の運営はよく行なわれており、外国のこの種の団体も非常に信頼をしておるといふことが言えるのでございます。私がただ外国の著作権協会の人だけの話を口頭で聞いたからというだけでは御信用なさらないかもしれませんが、現実問題としては、音楽著作権に関する仕事の世界的な団体でOISA Cといふものがございます。これは毎年理事会等をやつておりますが、日本もぜひ理事になつてくれと言つておるわけでございまして、外国におけるところの信用は非常に上がつておるといふことを御了承願ひたいと思ふわけでございます。

それから公認会計士の問題でございますが、前の人がなくなられて、現在は新しい公認会計士のもとに行なわれておる、こういうことでございまして、先ほど来申し上げておりますように、音楽著作権協会は日本の音楽あるいは外国の音楽の著作権を一手に引き受けてこれを行使する団体であるから、いささかの不正もあつてはならず、またその業務が国民の信頼を得るやうな、また利用者からも信頼を得るやうな、そういう団体になつてほしいし、またその団体の経理等におきましても不正、そういうやうなものが少しもないやうに、われわれといたしましては監督官庁としての責任を果たすために今後とも十二分に努力をしてまいりたい、かような所存でございます。

○山原委員 最後に一言要請をしておきますけれども、前のこの委員会を取り上げられたときには、警視庁にそれがいつているといふやうな問題もあつたわけですが、これはこれだけの問題ですと、しかも数億円という金が動くといふやうなことが立つといふことになりまして、文部省としてはつきりすべきではないか。一部係争中の問題があるやうなわけで、伝票その他は残つておるやうでありますので、こういう問題については、一応けりをつける意味において会計上の問題はつきりしたほうがいいのではないかと、いふことを申し上げまして、私の質問を終ります。

○八木委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○八木委員長 次回は、明九日木曜日、午前十時

より委員会を開会することとして、本日は、これにて散会いたします。
午後四時四十五分散会

文教委員会議録第五号中正誤

六二八	交てえまし、	誤
二三	問題証です	正
一四	知○事	問題です
〃	しはらくの	知事
〃	しはらくの	しはらくの問